

福岡県
地域福祉
支援計画

2025 → 2027
(令和7年度) (令和9年度)



はじめに

少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化などにより地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。また、8050 問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど、地域住民が抱える課題や福祉ニーズが複雑化・複合化し、既存の支援制度の枠組みでは対応が難しい問題が顕在化しています。



このような中、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支える側」「支えられる側」という従来を超え、地域住民や多様な関係機関が共に支え合い、一人ひとりが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

県では、令和4年（2022年）度から令和6年（2024年）度までを計画期間とする「福岡県地域福祉支援計画」を策定し、市町村における制度・分野を超えた包括的な支援体制の整備など、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

この間、令和5年梅雨前線豪雨や令和6年能登半島地震など、全国的に大規模な災害が頻発しており、自然災害に備えた防災対策や災害発生時の福祉支援の充実・強化が求められています。また、令和5年（2023年）には、こども基本法が施行され、こどもの意見表明や社会参加の機会を確保するなど、こどもの視点を尊重した施策を総合的に推進していくことが必要となっています。

このような状況を踏まえ、『誰もが安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられる地域共生社会の実現』を基本理念とする前計画を継承しつつ、地域福祉の推進に向けた取り組みをさらに進めるため、令和7年（2025年）度から令和9年（2027年）度を計画期間とする、新たな「福岡県地域福祉支援計画」を策定しました。

地域共生社会の実現に向け、県民や市町村の皆さま、NPO・ボランティアや社会福祉法人などの民間団体の皆さまと連携して新たな計画の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました福岡県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました多くの皆さまに厚くお礼を申し上げます。

令和7年（2025年）3月

福岡県知事 服部 誠太郎

目 次

第1章 計画の概要	4
1 計画の趣旨	4
2 計画の位置付けと役割	5
3 計画の期間	5
第2章 地域福祉を取り巻く状況	6
1 人口減少と高齢化の進展、世帯構造の変化	6
2 高齢者を取り巻く状況	7
3 障がいのある人の状況	8
4 こどもを取り巻く状況	9
5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待及びDVの状況	12
6 生活保護の状況	14
7 ひきこもりの状況	15
8 地域における支え合いの状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 施策の柱	18
3 圏域と推進主体	18
第4章 施策の展開	20
1 お互いの人権を尊重し、共に支え合う地域社会づくり	20
(1) 住民が主体となった地域課題解決への支援	20
①地域の社会資源を活用した拠点づくり	20
②見守り活動の推進	20
③日常生活上の支援体制充実への支援	21
④認知症の人と家族への支援	21
⑤地域で支える子育て支援	21
⑥こども食堂への支援	22
⑦寄附や共同募金等の取組の推進	22
⑧社会福祉協議会との協働	22
(2) 福祉のまちづくりの推進	23
①福祉のまちづくりの普及・啓発	23
②誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進	23
③バリアフリーマップによる情報提供	24
④障がいを理由とする差別の解消	24
(3) 地域福祉活動の更なる活性化への支援	24
①地域住民参画への支援	24

②企業、NPO等との協働の推進.....	24
③ボランティア活動への支援.....	25
④地域コミュニティ活性化の支援.....	25
⑤農福連携の促進.....	25
(4) 人権意識の普及・啓発.....	26
①県民全体への人権意識の普及・啓発.....	26
②福祉を担う人材への人権研修.....	26
(5) 災害時の福祉支援の充実.....	27
①避難行動要支援者対策の推進.....	27
②福祉避難所の開設・運営支援.....	27
③災害派遣福祉チーム（DWA T）の整備.....	27
④多様な主体の協働による被災者支援.....	28
2 地域福祉を支える人づくり.....	29
(1) 地域で活躍する人材の確保.....	29
①福祉教育やボランティアリーダーなどの養成.....	29
②民生委員・児童委員活動への支援、制度の広報・啓発.....	29
(2) 福祉に関わる人材の養成と資質の向上.....	30
①福祉に関わる人材の養成と資質の向上.....	30
②社会福祉施設等職員の研修事業の実施.....	30
(3) 福祉の職場への就業・定着の促進.....	30
①福祉人材の就業・定着支援.....	30
②福祉人材への修学資金貸与.....	30
③福祉の仕事の理解促進.....	31
④キャリアパス制度の普及・啓発.....	31
3 福祉サービスを確実に提供するための基盤づくり.....	32
(1) 福祉サービス利用における権利擁護の推進.....	32
①日常生活自立支援事業の推進.....	32
②成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成.....	32
③福祉サービス第三者評価事業の実施.....	32
④こどもの意見表明の推進.....	33
(2) 苦情解決体制の整備.....	33
①事業者に対する助言・指導.....	33
②運営適正化委員会による苦情解決制度の推進.....	33
③国民健康保険団体連合会による苦情処理業務への支援.....	34
4 行政の縦割りを超えた支援体制づくり.....	35
(1) 包括的な支援体制の整備.....	35
①市町村による重層的支援体制整備事業の実施などへの支援.....	35
②保健・医療・福祉に関する相談、情報提供体制の整備.....	36
(2) 分野横断的、制度の狭間の課題への対応.....	36
①生活困窮者への自立支援.....	36

②虐待などへの共通的な対応.....	36
③自殺対策の総合的な取組.....	37
④住宅確保要配慮者への支援.....	37
⑤就労に困難を抱える人への支援.....	37
⑥共生型サービスの展開.....	38
⑦再犯防止に向けた取組の推進.....	38
⑧ひきこもり対策の推進.....	38
⑨ヤングケアラーへの支援.....	39
資料編	40
1 社会福祉法（抜粋）（令和6年（2024年）4月一部改正）	40
2 重層的支援体制整備事業について.....	49
3 第4章に記載する県施策の担当所属一覧.....	57
用語解説	61
福岡県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会委員名簿	68

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

- 福岡県では、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条の規定に基づき、平成 17 年（2005 年）に「福岡県地域福祉支援計画」を策定し、広域的な視点から市町村を支援するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの様々な主体と協働して地域福祉の普及啓発や環境の整備に取り組んでまいりました。
- 計画の策定以降、少子化や高齢化、地域における人々の繋がり希薄化などにより地域福祉を取り巻く状況は大きく変化し、また、育児と介護など複数の福祉的課題を同時に抱えている方、認知症の方やその家族、既存の制度の枠組みでは救済できない方への支援など、福祉サービスに対するニーズは複雑化・複合化しています。
- このような中、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、地域住民や多様な関係機関が共に支え合い、一人ひとりが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。
- 平成 29 年（2017 年）には社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた取組として、地域福祉推進の理念が規定されるとともに、この理念の実現のため、市町村において包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。
- また、令和 2 年（2020 年）の社会福祉法の改正により、市町村による包括的な支援体制の整備の具体的な手法の一つとして、重層的支援体制整備事業が創設されました。
- 社会情勢を見ると、8050 問題やひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した地域生活課題が顕在化しており、これらに対応するため、県では、市町村における重層的支援体制整備事業の推進に取り組んできました。令和 6 年（2024 年）度においては県内で 11 市町が当該事業を実施しており、引き続き、事業実施市町村の拡大を図り、制度・分野を超えた支援体制の構築を進める必要があります。
- また、令和 5 年梅雨前線豪雨や令和 6 年能登半島地震など、自然災害が頻発しており、これらに対する体制整備を進める必要があります。
- さらに、令和 5 年（2023 年）4 月施行のこども基本法において、「こどもの権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現のため、こども施策を総合的に推進していく」旨の方針が示され、これを推進していく必要があります。

- 現計画期間（令和4年（2022年）度～令和6年（2024年）度）の満了を迎えるに当たり、これらを踏まえ、地域福祉の推進に向けた取組を更に進めるため、今回、この計画を策定することとしました。

2 計画の位置付けと役割

- この計画は、社会福祉法第108条に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村における地域福祉の支援に関する事項を定めるものです。
- これにより、福祉に関する分野ごとの計画（福岡県高齢者保健福祉計画、福岡県障がい者福祉計画、福岡県障がい児福祉計画、福岡県こども計画など）や関連する他分野の計画など、それぞれの施策を推進するにあたって、地域福祉の観点から共通に必要な考え方を定めています。また、それぞれの計画の狭間を埋めることにより、分野を跨った課題に横断的に対応しようとするものです。
各分野の具体的施策については、既存の法定計画が優先し、各対象者別の福祉サービス目標量については、それぞれの計画で定めます。
- 県では、本計画の推進による市町村における地域福祉の支援に加え、市町村職員に対する助言・指導などにより、社会福祉法に即した市町村の地域福祉計画の改定についても支援します。

【計画におけるSDGsの推進】

県では、持続可能な社会の実現に向け、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているところです。本計画に基づく取組は、SDGsの目標のうち、「1. 貧困をなくそう」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「5. ジェンダー平等を実現しよう」、「8. 働きがいも経済成長も」、「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「13. 気候変動に具体的な対策を」、「16. 平和と公正をすべての人に」、「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」の実現に資するものです。



3 計画の期間

- 計画期間は、令和7年（2025年）度から令和9年（2027年）度までの3年間とします。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口減少と高齢化の進展、世帯構造の変化

① 人口減少と少子高齢化

本県における総人口は、令和2年（2020年）に約514万人と、昭和45年（1970年）の国勢調査以降増加を続けてきましたが、令和7年（2025年）に約507万人、令和12年（2030年）に約499万人に減少すると見込まれます。

人口推計を年齢構成別に見てみると、年少人口（0歳～14歳）は令和12年（2030年）には、令和2年（2020年）から9万人減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）も約10万人減少すると見込まれるのに対し、老年人口（65歳以上）は約5万人増加すると見込まれます。

福岡県の人口

上段：実数（千人）、下段：割合（％）

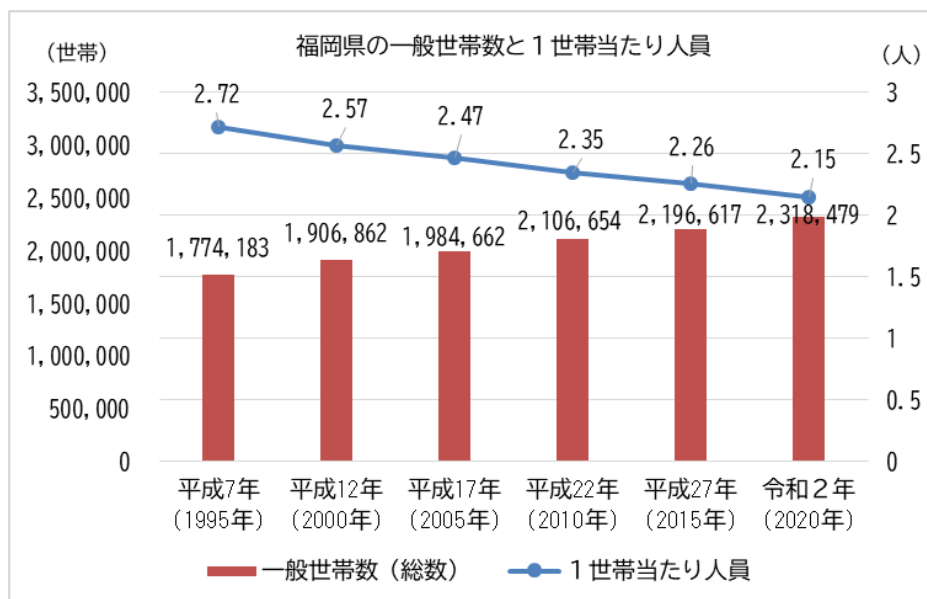
	昭和45年 (1970年)	昭和60年 (1985年)	平成7年 (1995年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
0～14歳 (年少人口)	943 23.4	1,028 21.8	815 16.5	701 14.0	684 13.6	678 13.3	667 13.0	625 12.3	577 11.6
15～64歳 (生産年齢人口)	2,792 69.3	3,190 67.6	3,382 68.7	3,327 66.2	3,228 64.1	3,106 60.9	3,035 59.1	2,979 58.7	2,932 58.8
65歳以上 (老年人口)	293 7.3	499 10.6	729 14.8	998 19.9	1,123 22.3	1,318 25.8	1,433 27.9	1,469 29.0	1,481 29.7
総人口	4,027	4,719	4,933	5,050	5,072	5,102	5,135	5,073	4,989

資料：令和2年までは総務省「国勢調査」

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

② 単独世帯の増加

本県の一般世帯数は、平成7年（1995年）に177.4万世帯でしたが、令和2年（2020年）には231.8万世帯と増加しています。一方で、一世帯あたりの平均人員数は平成7年（1995年）に2.72人でしたが、令和2年（2020年）は2.15人と年々減少しています。

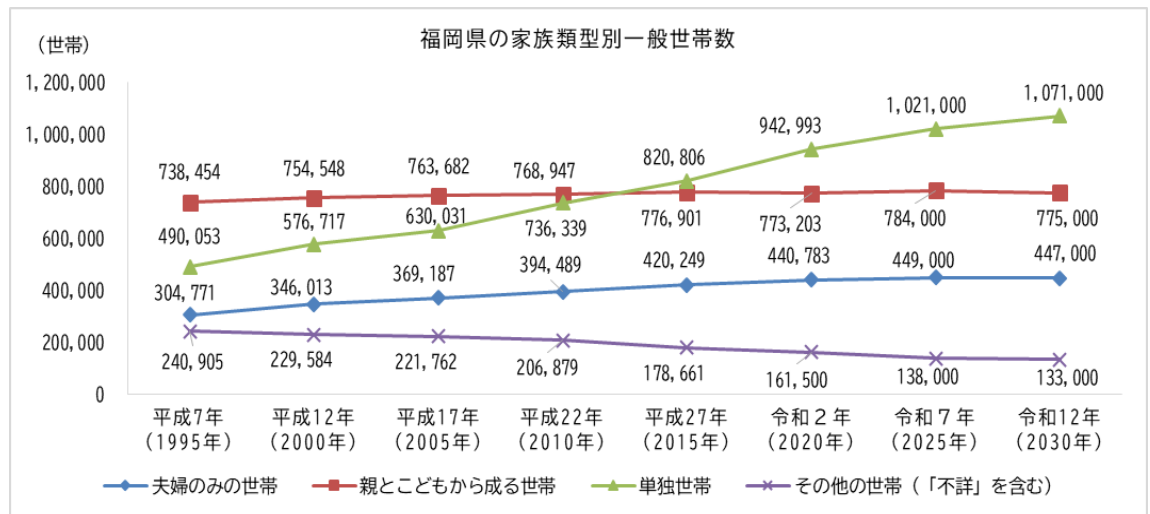


資料：総務省「国勢調査」

注意：一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
- (2) (1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借り人の単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

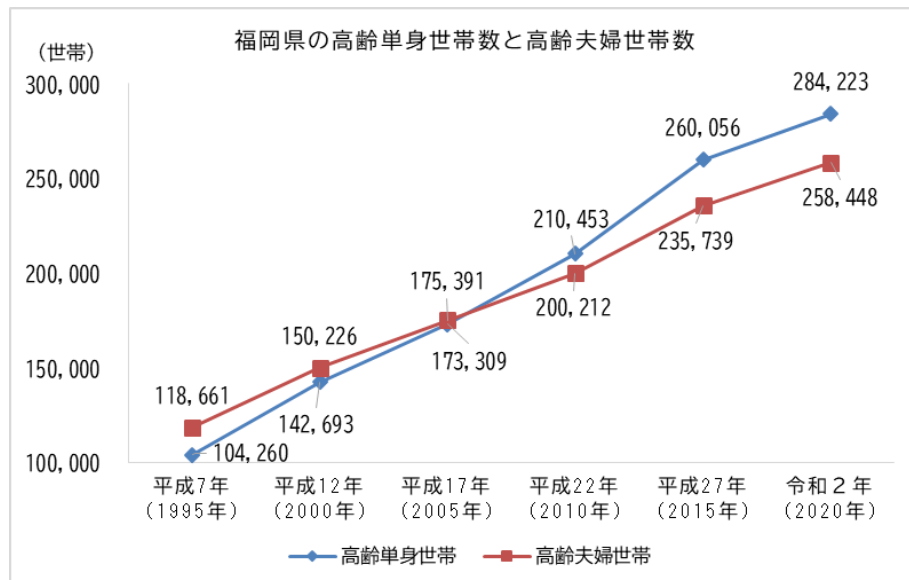
家族類型別にみると、単独世帯が著しく増加しており、平成 22 年（2010 年）までは親と子どもから成る世帯が最も多かったのに対し、平成 27 年（2015 年）以降は単独世帯が最も多くなっています。



資料：令和 2 年までは総務省「国勢調査」

令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2024 年推計）

また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯も増加傾向にあり、特に高齢単身世帯数の伸びが著しく、今後、高齢者世帯の単身化が進んでいくものと予測されます。



資料：総務省「国勢調査」

注意：高齢単身世帯とは、65 歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいい、
高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

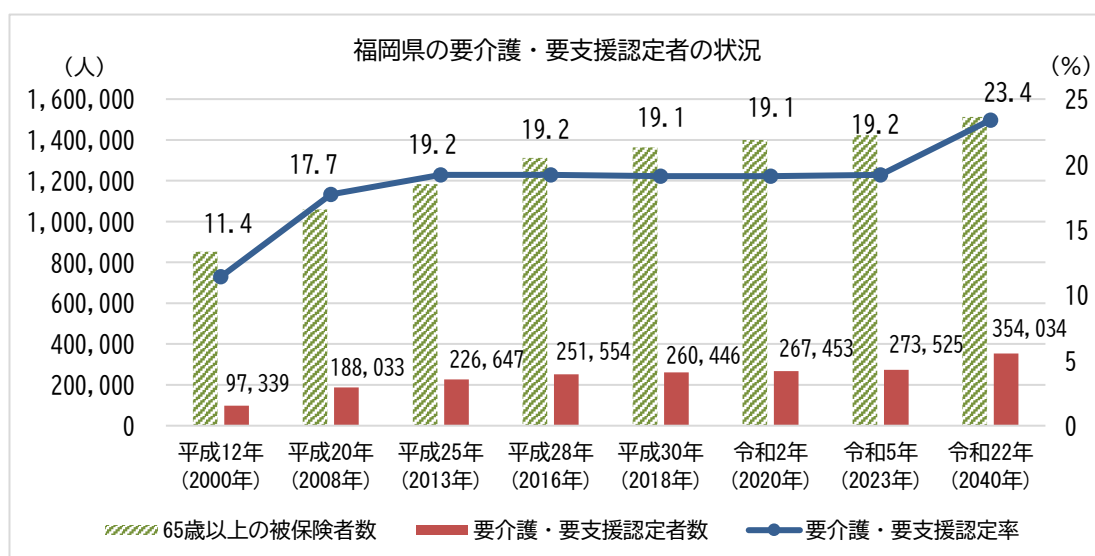
2 高齢者を取り巻く状況

① 要介護・要支援認定者の状況

高齢者人口の増加に伴い、介護保険における要介護・要支援認定者数も増

加しており、令和5年（2023年）における認定者数273,525人は、介護保険制度が始まった平成12年（2000年）の97,339人のおよそ2.8倍に増加しています。

また、要介護・要支援認定率を見ると、平成25年（2013年）から令和5年（2023年）までは19%程度で推移しており、高齢者の約8割は要介護・要支援認定を受けていませんが、以降の推定値では、令和22年（2040年）には23.4%まで上昇すると予測されます。



資料：福岡県高齢者保健福祉計画（第10次）

② 介護人材の状況

本県における令和4年（2022年）度の介護職員数は86,049人です。本県の令和8年（2026年）度における介護人材の必要量を、県内市町村のサービス必要量の見込みを基に推計すると、94,458人となり、令和4年（2022年）度の約1.1倍となっています。同様に令和22年（2040年）度の必要量は110,072人となり、令和4年（2022年）度の約1.3倍となっています。

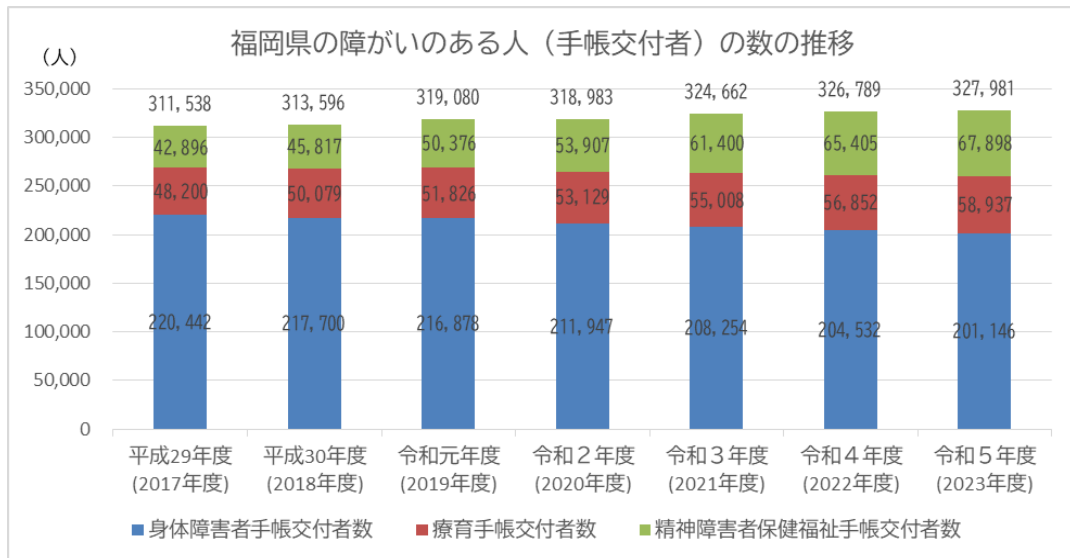
介護人材の必要量

	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護職員数	86,049人	94,458人	110,072人

資料：福岡県高齢者保健福祉計画（第10次）

3 障がいのある人の状況

本県の令和5年（2023年）度末における身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人（手帳交付者）の数は327,981人となっています。これを平成29年（2017年）度末と比較すると、16,443人の増加となっています。

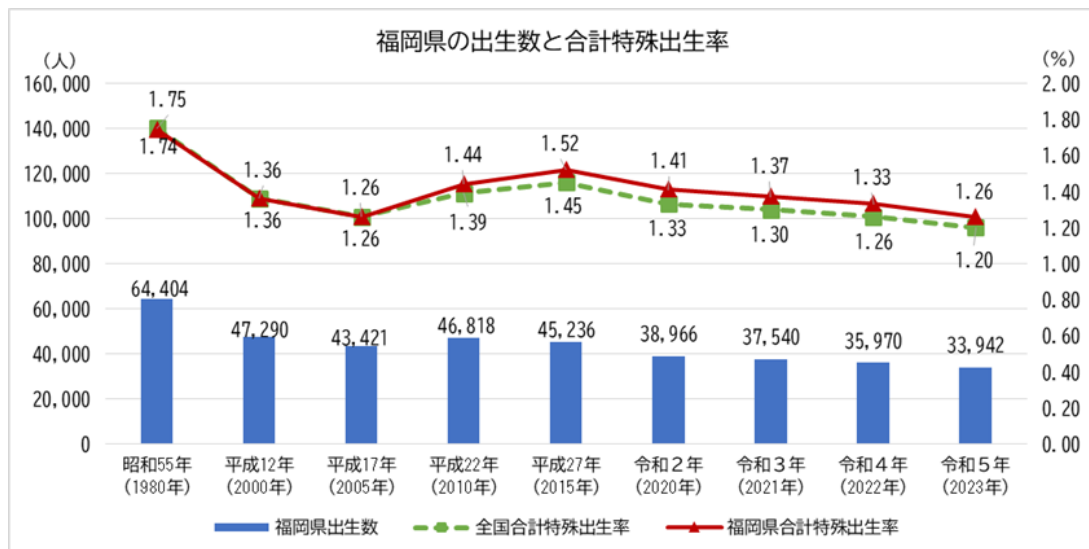


4 こどもを取り巻く状況

① 出生数と合計特殊出生率の推移

本県における出生数は、平成22年（2010年）以降減少傾向にあり、令和5年（2023年）は33,942人まで減少しています。

また、合計特殊出生率は平成22年（2010年）以降全国平均を上回っていますが、人口維持に必要とされる2.07は下回っている状況です。



② 保育人材の状況

本県における令和6年（2024年）度の保育士従事者数は26,851人で、令和3年（2021年）度と比較すると、861人の増加となっており、また、待機児童数についても、平成29年（2017年）度から大幅に減少しております。

しかし、一部地域における保育ニーズの増大や保育士の配置基準改善に係る対応などのため、今後も保育人材の確保が必要です。

保育所等の状況

	平成29年度 (2017年度)	令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)
保育士従事者数	20,650	25,990	26,851
保育申込者数	120,140	130,012	130,172
待機児童数	1,297	625	57

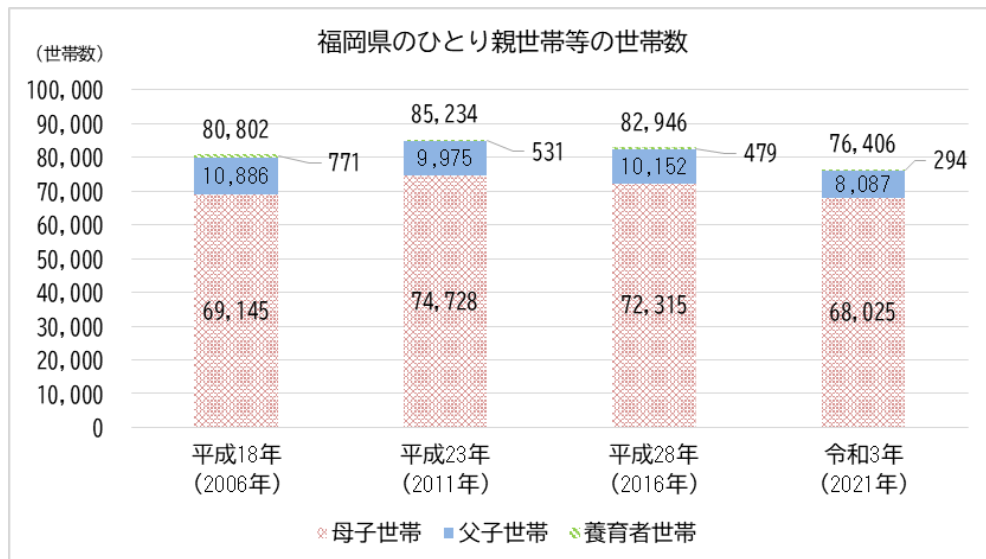
資料：県子育て支援課調べ（各年度4月1日現在）、こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」

③ ひとり親世帯の状況と貧困率

本県の令和3年（2021年）のひとり親世帯は、母子世帯が68,025世帯、父子世帯が8,087世帯、父母のいないこどもの養育者世帯が294世帯となっており、合計76,406世帯となっています。

また、厚生労働省の2022年国民生活基礎調査によると、こどもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち、令和3年（2021年）の大人が2人以上の世帯は相対的貧困率が8.6%であるのに対し、大人が1人の世帯は相対的貧困率が44.5%であり、ひとり親世帯は経済的に苦しい状況にあることが推測されます。

さらに、こどもの貧困率については、平成30年（2018年）が14.0%であるのに対し、令和3年（2021年）では11.5%となっています。



資料：福岡県ひとり親世帯等実態調査（母子世帯等実態調査）

注意：養育者世帯は政令市・中核市を含まない

全国の貧困率の年次推移

	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)		令和3年 (2021年)
				旧基準	新基準	新基準
相対的貧困率	(単 位 : %)					
	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもの貧困率	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
こどもがいる現役世帯	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
中 央 値 (a)	(単 位 : 万 円)					
	250	244	244	253	248	254
貧 困 線 (a / 2)	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」

注意：・平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

・大人とは18歳以上の人、こどもとは17歳以下の人をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

・2018(平成30)年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

・2021(令和3)年からは、新基準の数値である。

・相対的貧困率とは、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合。

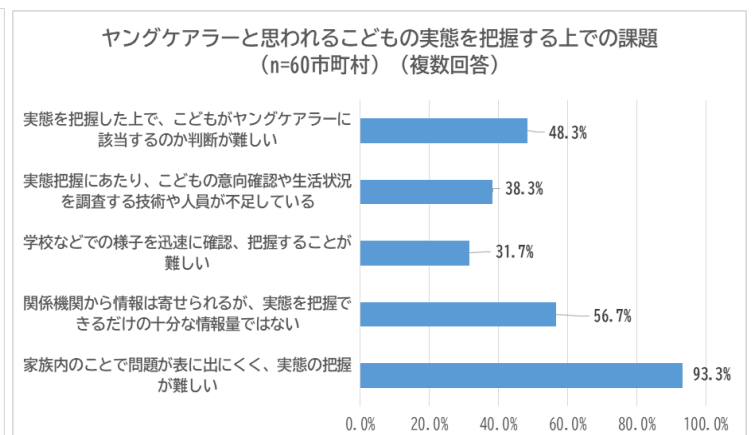
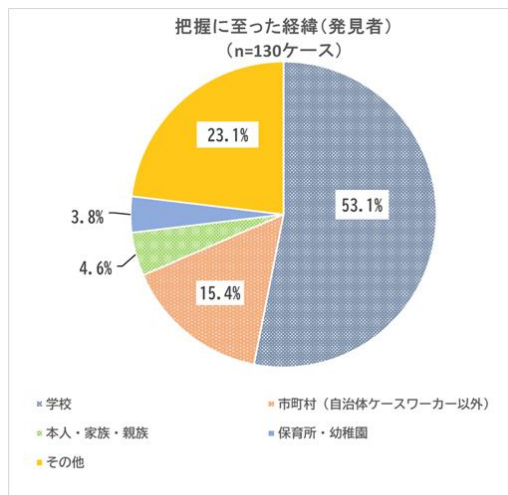
・こどもの貧困率とは、こども全体に占める、貧困線に満たないこどもの割合。

・貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料などを除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいう。

④ ヤングケアラーの状況

県内市町村におけるヤングケアラー本人やその家族からの相談を受ける部門や窓口について「相談を受ける窓口が決まっている」が最も多く35市町村、次いで「各関係部門で個別に相談を受ける」が17市町村となっており、また、ヤングケアラーまたは同様のものとして捉えている個別ケースは県内で130件となっており、発見者は「学校」が53.1%と最も高くなっています。

ヤングケアラーと思われるこどもの実態を把握する上での課題として「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が93.3%となっており、次いで「関係機関から情報は寄せられるが、実態を把握できるだけの十分な情報量ではない」が56.7%となっています。

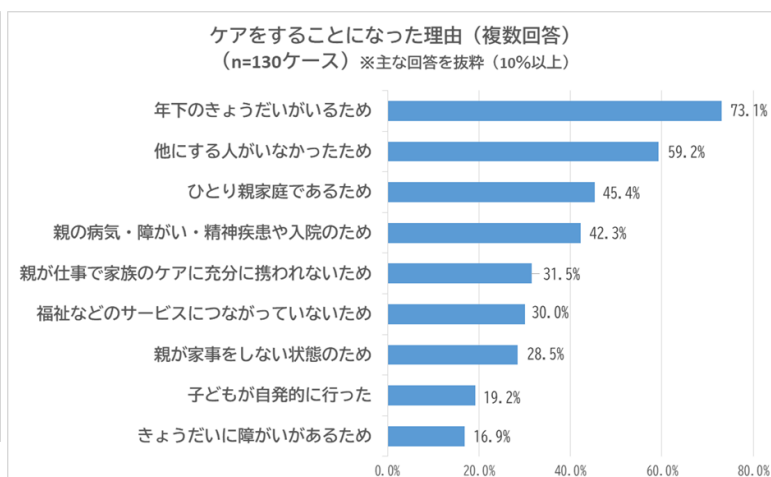
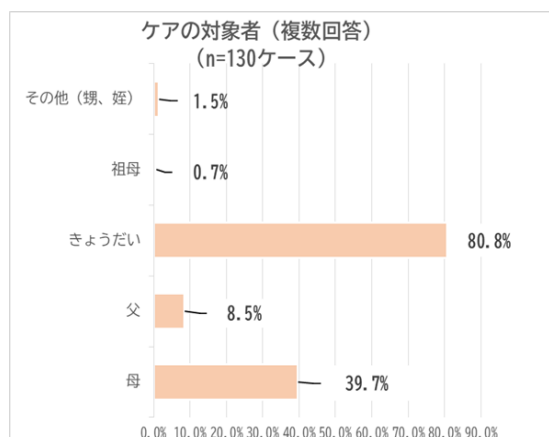


資料：令和5年度「ヤングケアラー」に関する調査結果

注意：調査時点は令和5年10月1日

個別ケースの130件の内、ケアを行っている対象者については、「きょうだい」が80.8%と最も高く、次いで「母親」が39.7%となっています。

またケアをすることになった理由については、「年下のきょうだいがいるため」が73.1%と最も高く、次いで「他にする人がいなかったため」が59.2%、「ひとり親家庭であるため」が45.4%となっています。



資料：令和5年度「ヤングケアラー」に関する調査結果
注意：調査時点は令和5年10月1日

5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待及びDVの状況

① 高齢者虐待の状況

令和5年（2023年）度に養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事案は30件、養護者による虐待が認められた事案は512件となっています。

また、令和5年（2023年）度における虐待の種別をみると、身体的虐待が50.5%で最も多く、続いて心理的虐待が25.5%となっています。

福岡県の高齢者虐待の状況

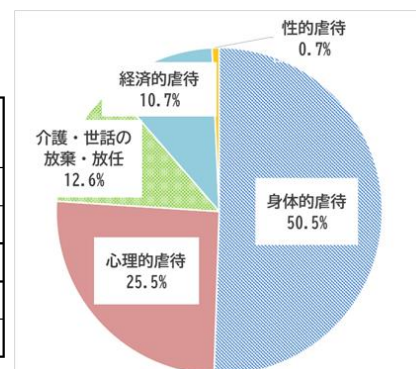
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
養介護施設従事者等による虐待	27件	27件	30件
養護者による虐待	445件	506件	512件

資料：福岡県公表資料「令和5年度の高齢者虐待の状況について」
注意：件数は虐待と判断したものの件数

福岡県の高齢者虐待の種別（令和5年（2023年）度）

	施設 従事者等	養護者	合計	割合
身体的虐待	17件	363件	380件	50.5%
心理的虐待	11件	181件	192件	25.5%
介護・世話の放棄・放任	9件	86件	95件	12.6%
経済的虐待	1件	80件	81件	10.7%
性的虐待	3件	2件	5件	0.7%

資料：福岡県公表資料「令和5年度の高齢者虐待の状況について」
注意：虐待の種別には重複があるため、虐待の件数とは一致しない



② 障がい者虐待の状況

令和5年（2023年）度に障がい者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事案は23件、養護者による虐待が認められた事案は54件となっています。

また、令和5年（2023年）度における虐待の種別をみると、身体的虐待が40.4%で最も多く、続いて心理的虐待が34.2%となっています。

福岡県の障がい者虐待の状況

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
障がい者福祉施設従事者等による虐待	16件	28件	23件
養護者による虐待	34件	47件	54件

資料：福岡県公表資料「令和5年度の障がい者虐待の状況について」

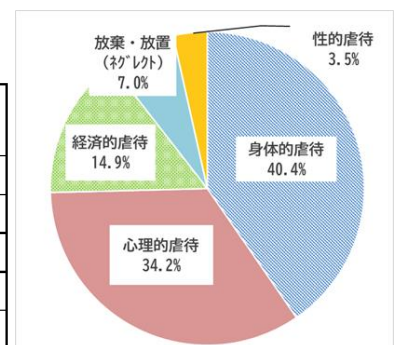
注意：件数は虐待と判断したもの件数

福岡県の障がい者虐待の種別（令和5年（2023年）度）

	施設 従事者等	養護者	合計	割合
身体的虐待	14件	32件	46件	40.4%
心理的虐待	14件	25件	39件	34.2%
経済的虐待	0件	17件	17件	14.9%
放棄・放置（ネグレクト）	1件	7件	8件	7.0%
性的虐待	4件	0件	4件	3.5%

資料：福岡県公表資料「令和5年度の障がい者虐待の状況について」

注意：虐待の種別には重複があるため、虐待の件数とは一致しない



③ 児童虐待の状況

令和4年（2022年）度の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は12,332件となっており、年々増加しています。

また、令和4年（2022年）度における虐待の種別をみると、心理的虐待が59.8%で最も多く、続いて身体的虐待が23.4%となっています。

福岡県の児童虐待相談の対応状況

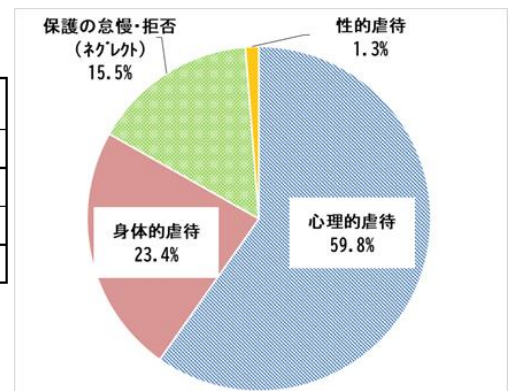
	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
虐待相談対応件数	10,272件	11,232件	12,332件

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

福岡県の児童虐待相談の種別（令和4年（2022年）度）

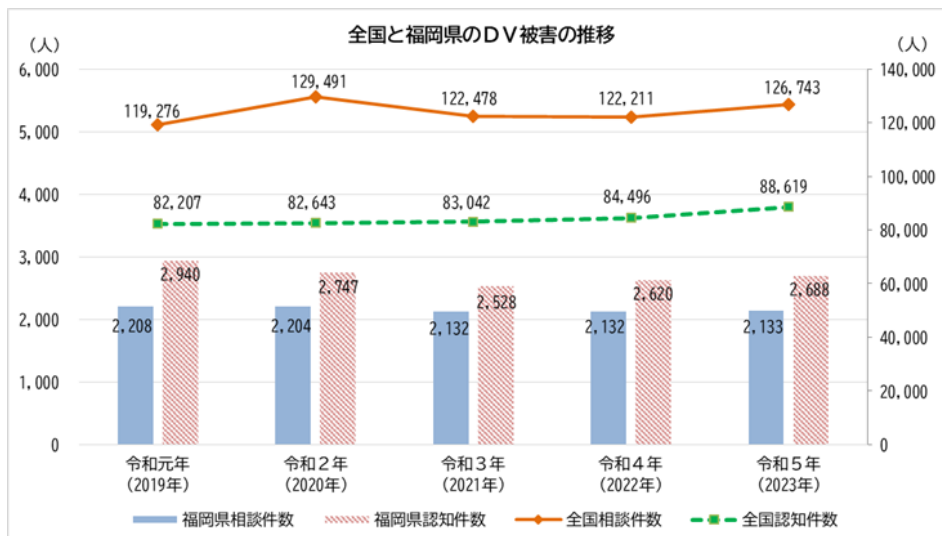
	件数	割合
心理的虐待	7,372件	59.8%
身体的虐待	2,888件	23.4%
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	1,917件	15.5%
性的虐待	155件	1.3%

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」



④ DVの状況

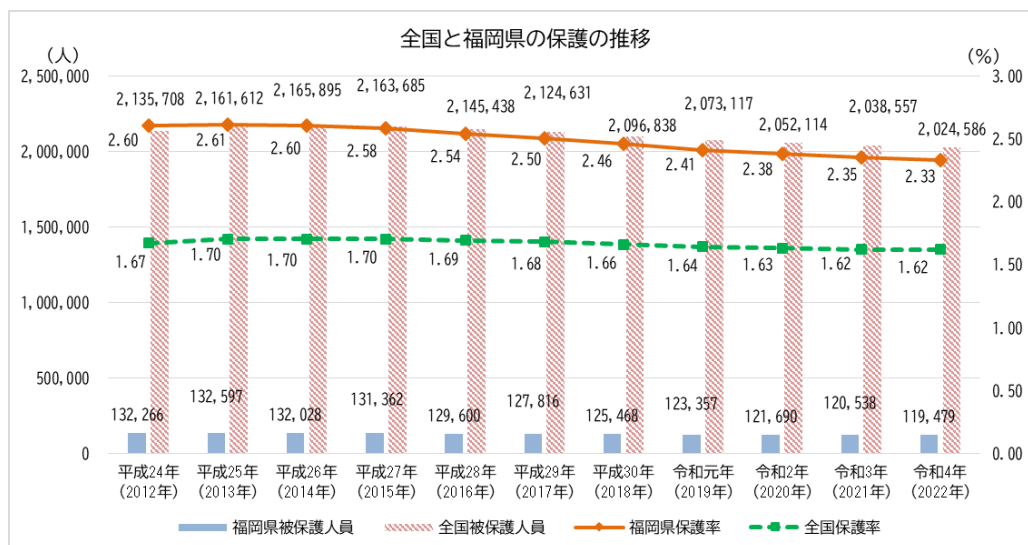
令和5年（2023年）度の本県における配偶者暴力相談支援センターで受けたDV（Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力）相談件数は2,133件、令和5年（2023年）の県警察におけるDV事案の認知件数は2,688件と依然として高水準であり、DVは未だ深刻な社会問題となっています。



資料：福岡県相談件数・・・県男女共同参画推進課調べ
 // 認知件数・・・福岡県警調べ
 全国相談件数・・・内閣府男女共同参画局調べ
 // 認知件数・・・警察庁調べ
 注意：相談件数は「年度」単位、認知件数は「年」単位の数値

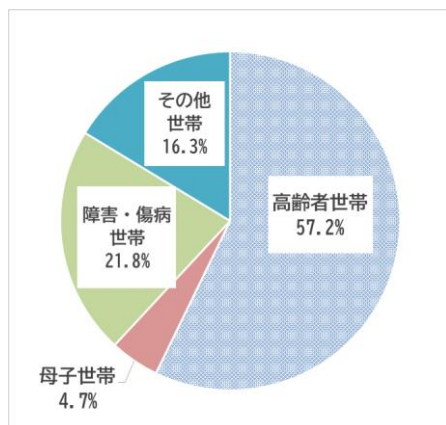
6 生活保護の状況

福岡県の保護率は、世界金融危機の影響を受け、平成20年（2008年）度より急増し、平成25年（2013年）度に2.61%まで増加しました。以降、徐々に減少し、令和4年（2022年）度は2.33%となっています。また、令和4年（2022年）度の福岡県の被保護世帯を世帯類型別にみると高齢者世帯の割合が57.2%と最も高くなっています。



資料：令和5年度版 福岡県の生活保護、厚生労働省「被保護者調査」

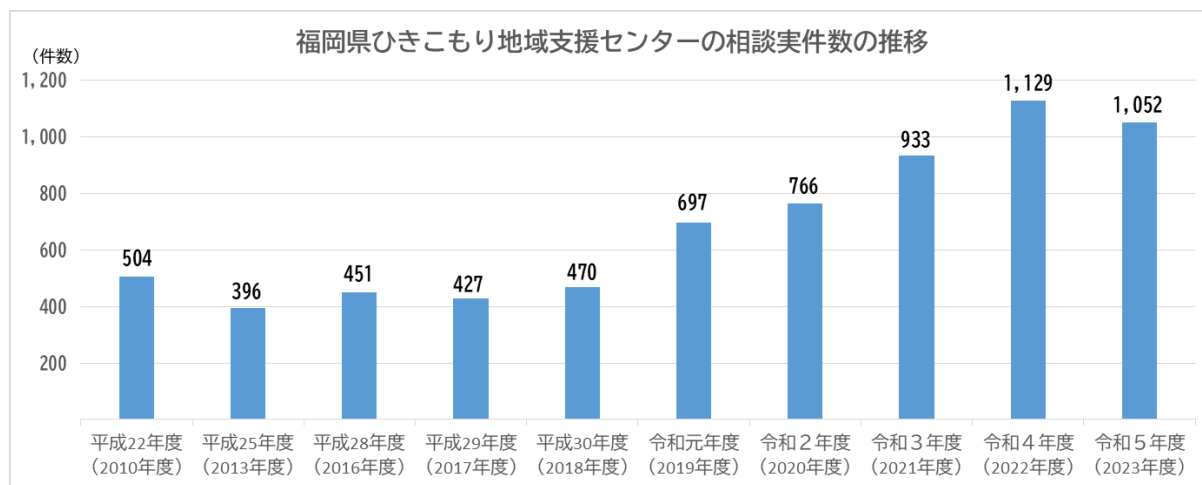
福岡県の被保護世帯の世帯類型ごとの割合（令和4年（2022年）度）



資料：令和5年度版 福岡県の生活保護

7 ひきこもりの状況

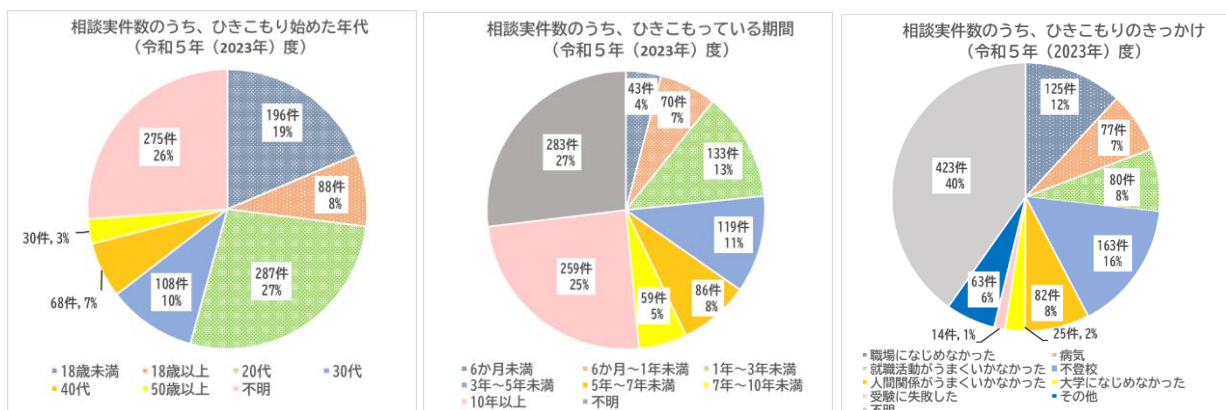
福岡県ひきこもり地域支援センターの相談実件数は、平成22年（2010年）度以降、400件から500件程度で推移していましたが、令和2年7月に筑豊・筑後サテライトオフィスを開設して以降、令和3年（2021年）度は933件、令和4年（2022年）度は1,129件、令和5年（2023年）度は1,052件と増加傾向にあります。



資料：令和5年度 福岡県ひきこもり対策推進事業報告書

同センターにおいて令和5年（2023年）度の相談内容のうち、ひきこもり始めた年代は、「不明」を除き「20代」が27%と最も多く、ひきこもりの期間については、「不明」を除き「10年以上」が25%と最も多くなっています。

また、ひきこもりのきっかけについては、「不明」を除き「不登校」が最も多く16%となっています。



資料：令和5年度 福岡県ひきこもり対策推進事業報告書

8 地域における支え合いの状況

① 民生委員・児童委員の状況

本県（政令市及び中核市を除く）の令和6年（2024年）4月1日現在の民生委員・児童委員（主任児童委員含む）は、定数 4,682 人に対し欠員が 247 人で充足率は 94.72%となっています。

民生委員・主任児童委員の状況

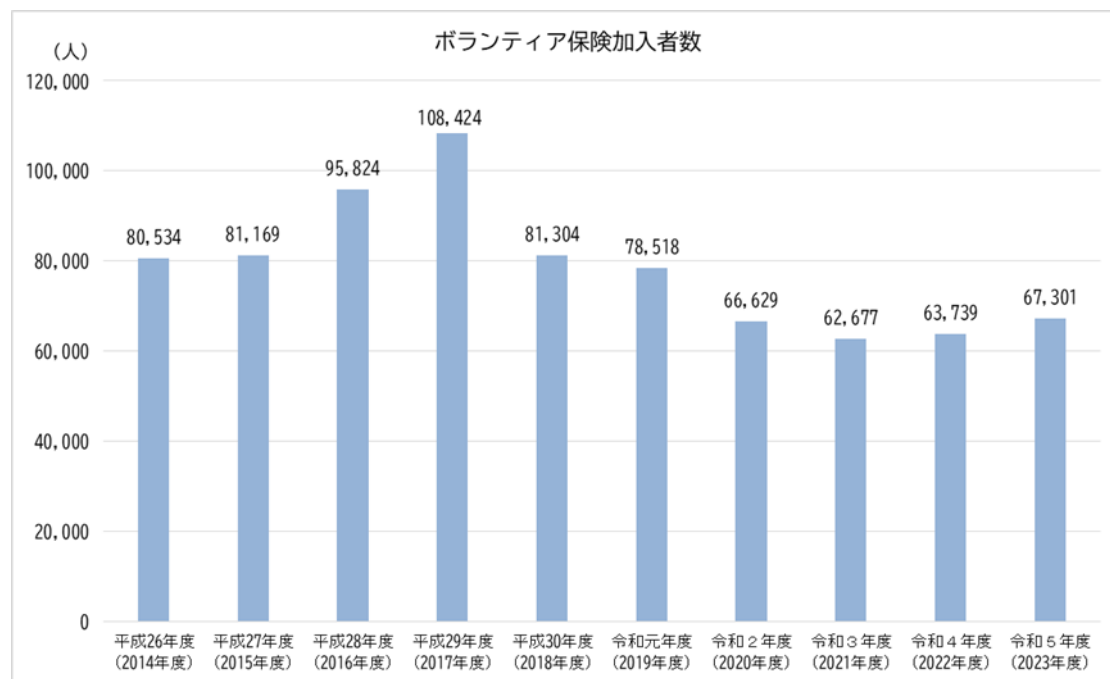
（4月1日現在）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
定数	4,619人	4,619人	4,619人	4,682人	4,682人
現員数	4,426人	4,455人	4,442人	4,412人	4,435人
欠員数	193人	164人	177人	270人	247人
充足率	95.82%	96.45%	96.17%	94.23%	94.72%

資料：県福祉総務課調べ

② ボランティア活動の状況

本県のボランティア保険加入者数をみると、平成28年（2016年）度及び平成29年（2017年）度は、近隣県や県内で大規模な災害が発生したため増加しています。平成30年（2018年）度以降は年々減少していましたが、令和4年（2022年）度から増加に転じています。



資料：福岡県社会福祉協議会調べ

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

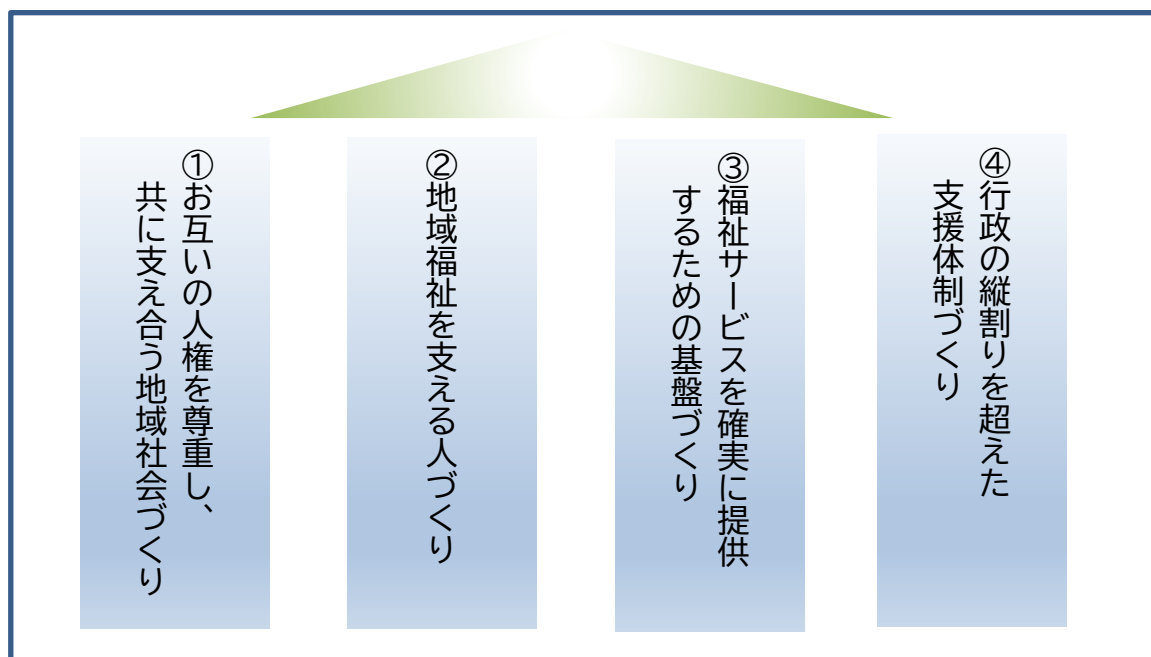
福岡県地域福祉支援計画（令和4年（2022年）度から令和6年（2024年）度）の基本理念を引継ぎ「誰もが安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられる地域共生社会の実現」とします。

2 施策の柱

1に掲げた基本理念や地域福祉を取り巻く状況の変化や課題を踏まえ、4つの柱で施策を展開します。

- ① お互いの人権を尊重し、共に支え合う地域社会づくり
- ② 地域福祉を支える人づくり
- ③ 福祉サービスを確実に提供するための基盤づくり
- ④ 行政の縦割りを超えた支援体制づくり

基本理念：誰もが安心して生活でき、
ぬくもりと絆を感じられる地域共生社会の実現

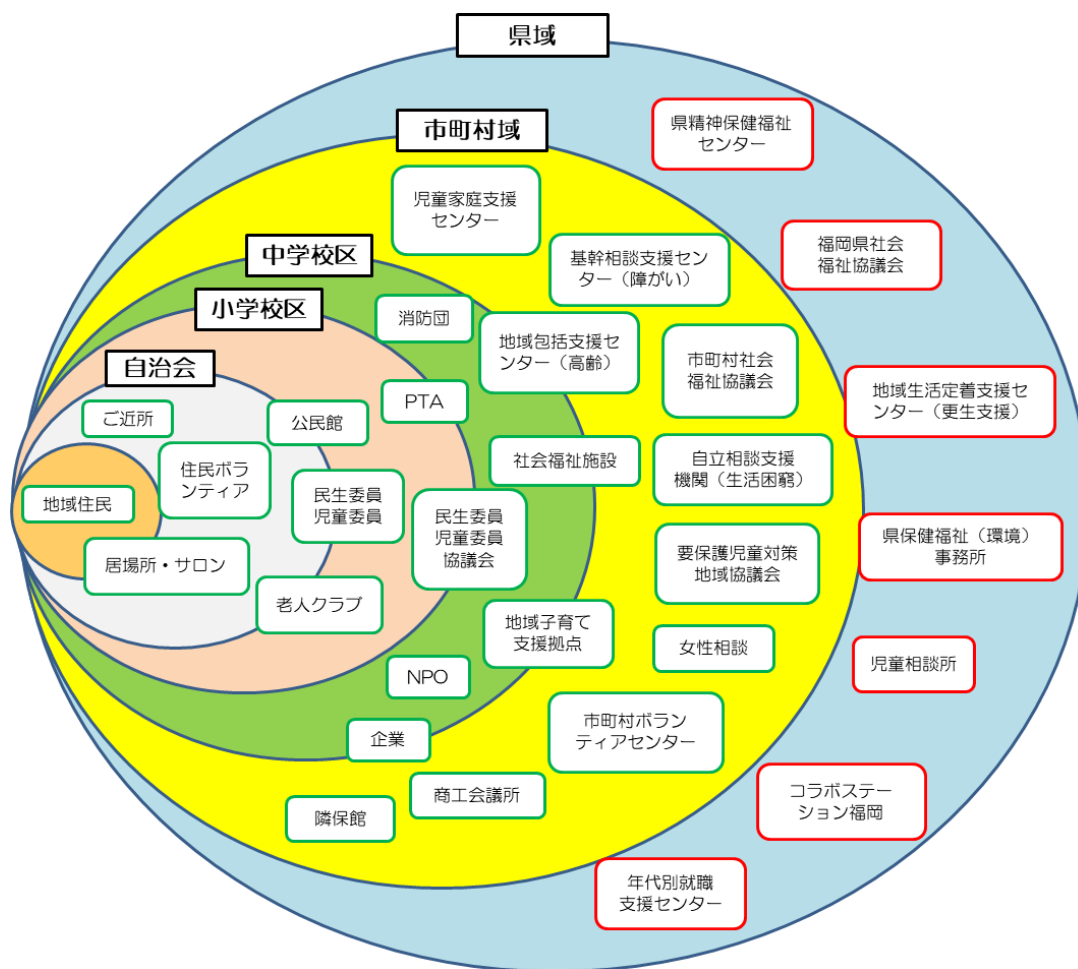


3 圏域と推進主体

地域共生社会を実現するためには、市町村内において、地域の社会資源や住民の生活実態に応じ、地域福祉活動における圏域を柔軟に設定する必要があります。また、地域住民の複雑化・複合化した課題やニーズに対応するため、圏域内や圏域間の地域福祉活動の連携による、包括的な支援体制の整備が必要です。

県は、市町村における圏域ごとの地域福祉活動を支援するため、地域福祉に係りの深い分野で横断的に連携しながら本計画を推進していきます。

【圏域のイメージ】



第4章 施策の展開

1 お互いの人権を尊重し、共に支え合う地域社会づくり

【現状と課題】

- 少子高齢化が進展していく中で、地域の絆の希薄化に伴う地域住民の交流機会の減少により、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、支援を必要とする人の孤立が問題となっています。
- 地域共生社会づくりを進めるためには、すべての地域住民が参画し、誰もがかけがえのない存在として尊重され、役割を持って活躍できるよう、福祉以外の分野とも横断的に連携して地域社会づくりに取り組むことが必要です。
- 高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者、災害の被災者、犯罪被害者など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民による福祉活動の活性化やボランティア・NPOなどの活動の充実を図るとともに、社会福祉法人、企業、行政など多様な主体の協働による地域全体での支援が必要です。
- 近年、全国的に大規模な災害が多発しており、本県においても毎年のように豪雨災害が発生しています。大規模な災害の発生に備え、防災対策や災害発生時の支援の充実・強化が求められており、特に高齢者や障がいのある人などの災害時要配慮者に対する支援や、福祉的視点による避難所運営支援、災害ボランティア活動による被災地域の支援など、災害時の福祉支援の充実が必要です。

【施策の方向】

(1) 住民が主体となった地域課題解決への支援

①地域の社会資源を活用した拠点づくり

地域住民などが集う拠点は、地域住民同士の活発な交流を促進したり、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できるなど重要な役割を果たしています。

県では、県の地域福祉の拠点であるクローバープラザや公民館、社会福祉施設、隣保館などの地域にある様々な社会資源を活用した多様な交流活動を促進するとともに、高齢者、障がいのある人、こどもだけでなく、地域住民の誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる拠点づくりを進める市町村の取組を支援します。

②見守り活動の推進

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加していくことが見込まれる中、ひとり暮らしの高齢者などが孤立せず安心して地域で生活できるためには、地域における見守り活動が重要です。

県では、民生委員・児童委員や老人クラブなど地域住民主体の「見守り

活動チーム」による見守りを促進するために、活動の要となって見守り活動を推進する市町村職員や市町村社会福祉協議会職員などに対する研修を行っています。また、他の模範と認められる又は先駆的な見守り活動を実施している団体及び事業者を表彰することなどにより、市町村におけるチームづくりの取組を支援します。

また、各家庭を訪問する機会の多い事業者が、訪問先の異変を察知した場合に市町村に通報する活動「見守りネットふくおか」の取組が更に拡大するよう支援します。

これらの支援を通じて、地域全体で日常的に見守る多重的見守り体制の構築を目指します。

③日常生活上の支援体制充実への支援

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を続けられるようにするためには、通院などの外出への支援や買い物弱者への支援、掃除・洗濯などの生活支援サービスを充実させることが必要です。

市町村では、NPOや民間企業など地域の多様な主体により、地域の実情に応じた外出や買い物支援、掃除・洗濯などの生活支援サービスの提供体制づくりを進めています。

県では、市町村が行う介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート役を担う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や、多様な関係主体による協議体の設置・運営などについて市町村を支援していきます。

④認知症の人と家族への支援

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域の良い環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。

県では、地域において認知症の方やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成を推進するとともに、サポーターが地域の身近な場所で活躍してもらえるよう支援します。

また、主に介護サービス事業者やNPO法人などが運営する認知症カフェについて、運営方法や事業の継続に関する課題に対応するための相談支援を行い、認知症の人やその家族の情報交換や地域交流の場の確保・充実に図ります。

⑤地域で支える子育て支援

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、身近なところに子育てについて相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化する傾向にある中、地域社会全体で子育て家庭を応援し、孤独な子育てをなくしてい

く必要があります。

また、令和8年（2026年）度から全ての市町村において本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」において、保育人材が不足している現状などを踏まえて、市町村や保育所等がこの事業に円滑に取り組めるようにする必要があります。

県では、子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置や、こどもの預かりや保育所への送迎などの子育て支援を受けたい地域住民と子育て支援を行いたい地域住民が会員となり会員同士で助け合うファミリー・サポート・センターの設置の推進、高齢者などの子育て経験豊かな地域の人材が、地域の様々な子育て支援分野で活躍できるよう、子育て支援員やふくおか子育てマイスターを養成するなど、地域の子育て支援の充実を図ります。

⑥こども食堂への支援

NPOや地域のボランティアなどが行うこども食堂は、令和6年（2024年）9月現在で443箇所と、平成30年（2018年）の90箇所から約5倍に増加しており、貧困対策にとどまらず、学年を超えた学びの場や幅広い世代の地域交流の場など、こどもたちの未来につながる大切な居場所となっています。その安定的・継続的な活動のためには、運営資金やスタッフ、食材、開催場所、物資保管場所の確保が重要です。

県では、こども食堂の活動がすべてのこどもの身近な場所で行われ、安定・継続して活動できるよう、市町村や企業・団体などとともに支援するネットワークづくりを進めるとともに、市町村や民間団体と連携した支援を行います。

また、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附を活用し、県産食材の提供を行うなど、こども食堂の運営を支援します。

⑦寄附や共同募金等の取組の推進

寄附や共同募金運動は、地域住民やNPO・ボランティア団体などが行う地域福祉活動の財政的な支援だけでなく、地域住民の地域課題への関心を深め、課題解決への主体的な参加につながるなど、重要な役割を果たしています。

県では、「福岡県共助社会づくり基金」への寄附を活用したNPO・ボランティア団体等多様な主体による地域福祉活動の支援や、ふるさと納税制度の広報・周知に取り組みます。また、福岡県共同募金会では、共同募金運動の活性化に向けた取組を推進し、募金実績の向上や継続的な応援者の確保に努めており、これらの取組の広報・周知にも取り組みます。

⑧社会福祉協議会との協働

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として設立され

た社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核としての役割を担っています。

市町村社会福祉協議会は、住民に最も身近な地域で活動し、地域住民の相談支援や地域の特性を踏まえた様々な地域福祉事業の企画・実施、災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営を行っています。

また、福岡県社会福祉協議会は、福祉人材の確保やライフレスキュー事業などの経済的に困窮する方への支援、ボランティア活動の振興や支援、災害時における福祉支援の体制整備など、広域的・専門的な事業を実施しています。

県では、福岡県社会福祉協議会に運営を委託している福岡県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や「福祉のしごと就職フェア」などを実施し、福祉人材の確保に取り組んでいます。また、福岡県社会福祉協議会に対して、福祉教育セミナー、市町村社会福祉協議会に対する災害ボランティアセンター運営研修などの、地域で活躍する人材の確保・育成に向けた取組や、地域福祉推進の中核としての役割を果たすための、組織体制の充実や広域的・専門的な事業への取組を支援します。

(2) 福祉のまちづくりの推進

①福祉のまちづくりの普及・啓発

社会、文化、経済その他さまざまな分野の活動に自らの意思で参加できるいきいきとした地域社会を築くためには、高齢者、障がいのある人、妊産婦などをはじめすべての県民が、建築物や公園などを安全かつ快適に利用できるようにすることが必要です。

県では、行政、民間事業者、県民が一体となって、日常生活、社会活動を営む上でのバリア（障壁）を取り除いていく「福祉のまちづくり」を推進するため、普及、啓発活動を行っています。

「福祉のまちづくり」の推進は、ユニバーサルデザインの観点からも重要な取組です。県民はもとより、本県を訪れる人など誰もが利用しやすいまちづくり、仕組みづくりに取り組みます。

また、ふくおか・まごころ駐車場制度は令和6年（2024年）2月から多胎児妊産婦の利用期間を延長しており、より一層の周知、適切な利用の指導を徹底し、利用者の利便性向上を進めていきます。

②誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進

高齢者や障がいのある人などが地域社会で活躍するためには、誰もが安心して移動できる交通環境の実現が必要です。

県では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「福岡県福祉のまちづくり条例」に沿った歩行空間、バスターミナル、鉄道駅、バス・タクシーなどのバリアフリー化の推進に努めます。

③バリアフリーマップによる情報提供

外出する前にバリアフリーの状況が確認できれば、障がいのある人や高齢者などが安心して気軽に外出する手助けとなります。

県では、障がいのある人や高齢者などが安心して外出できるよう、外出先の施設のバリアフリー情報などを検索することのできるウェブサイト「ふくおかバリアフリーマップ」を運用しています。

今後も、市町村と連携し、「ふくおかバリアフリーマップ」の掲載内容の充実を図りながら、バリアフリー情報の提供を行っていきます。

④障がいを理由とする差別の解消

平成 28 年（2016 年）4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行されました。

これを受け、県では「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、平成 29 年（2017 年）10 月から施行しています。

この条例では、次のようなことを規定しています。

- ①障害者差別解消法の実効性を確保するための相談及び紛争防止体制の整備
- ②合理的配慮の留意事項などの情報提供
- ③行政や事業者による自主的・事前的な改善措置の努力義務
- ④人権的視点による防災・防犯、虐待防止への取組

県では、この条例に基づき、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現できるよう努めていきます。

また、県障害者差別解消支援地域協議会を通じた周知啓発の取組を進めるとともに、企業研修会や町内会等の地域グループが開催する勉強会への障がい者差別解消専門相談員の派遣、合理的配慮についてわかりやすく紹介した動画やガイドブックによる啓発等により、地域社会における障がいのある人への理解促進を図ります。

（３）地域福祉活動の更なる活性化への支援

①地域住民参画への支援

誰もがどのような状況になっても地域の中で暮らし続けられるよう、お互いに支え合っていくことができる地域社会づくりのためには、住民一人ひとりが主体的に地域福祉活動に参画する意識の醸成が重要です。

県では、地域福祉活動に関する様々な情報提供、多様な媒体での広報、各種行事における啓発などを行い、地域福祉活動への地域住民の参画を促します。

②企業、NPO等との協働の推進

複雑化・多様化する地域課題に対応するためには、NPO・ボランティ

ア団体、企業等多様な主体によるさらなる協働の推進が必要です。

県では、企業との包括提携協定による協働により、地域の活性化及び県民サービスの向上を図るとともに、NPO・ボランティア団体と企業のマッチングの促進、市町村や市町NPOセンターとの連携強化により、県内における多様な主体間の協働を推進します。

③ボランティア活動への支援

地域における様々な課題の解決に取り組んでいるNPOやボランティア団体には、その活動を継続し、新たな活動に取り組んでいくことが望まれます。

県では、NPO法人に対する組織運営力や財政力の強化のための相談対応や助言、福岡県社会福祉協議会が行うボランティア団体などに対する研修や助成、イベント開催の支援を通じて、NPO・ボランティア団体の育成・交流を図り、活動を活性化する取組を支援します。

④地域コミュニティ活性化の支援

人口減少・少子高齢化の進展や大規模災害の頻発を契機に、全国的に地域コミュニティの重要性が見直されている一方で、多くの地域コミュニティでは、地域のリーダーとなる自治会等の役員の担い手不足、自治会等への加入率の低下などにより、その機能が低下しており、若い世代も参画する持続可能なコミュニティの構築が必要です。

県では、市町村職員や地域の担い手を対象に、様々な課題解決に向けたノウハウや先進事例を紹介する研修会を開催し、人材を育成するほか、「小さな拠点」の形成に対する助言、専門人材の派遣等により、地域コミュニティの活性化を支援します。

⑤農福連携の促進

農福連携は、障がいのある人を始め、高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある人などが農業に携わることで社会参加や就業機会の確保、収入の増加につながるとともに、農業分野の高齢化・人手不足といった課題の解決につながることが期待されるものです。

県では、農福連携のさらなる促進のため、障がい者福祉施設がつくる農産物などを販売するマルシェの開催により、農福連携の取組を広く周知します。

また、県内農業高校等の生徒を対象に福祉施設での農業実習を行うなどして、障がい者福祉施設における人材確保に努めるとともに、農業大学校における障がいのある人及びその支援者の農業体験や障がい者雇用を行う植物工場への技術指導を通じて、農業技術の習得を支援しています。

さらに、農業者などを対象に農福連携を学ぶ講座を開催するなど、福祉と農業の両分野への支援を行っていきます。

(4) 人権意識の普及・啓発

①県民全体への人権意識の普及・啓発

県民誰もが、安心して、たくさんの笑顔で日々を送っていただけるような福岡県にするためには、自他をかけがえのない存在として尊重し、自己の個性や創造性の伸長を図りつつ、社会参加や自己実現を可能にする社会的な環境や条件の整備が求められています。このため、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けて、人権教育・啓発を創意工夫し、粘り強く展開していく必要があります。

こうした中、これまで「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」などの法律や条例が整備されてきました。

また、令和6年（2024年）5月には、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題化していること等を背景に、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情プラ法）」が成立しました。

県では、「福岡県人権教育・啓発基本指針」及び指針に基づく実施計画により、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

さらに、市町村地域福祉計画の見直しに当たっては、県の指針を踏まえた事項が記載されるよう、助言・指導などを行うことにより、市町村における人権意識の普及・啓発に係る取組を支援します。

②福祉を担う人材への人権研修

社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員、民生委員・児童委員などは地域福祉の推進に大きな役割を担っています。

県では、このような人々に対して、人権に関する基礎的な研修や、差別を解消するための法律や条例を盛り込んだ研修を実施し、人権意識の向上を進めます。

また、福祉に関する団体などが行う研修についても、人権の尊重や差別意識の解消に向けた内容を盛り込むように働きかけていきます。

(5) 災害時の福祉支援の充実

①避難行動要支援者対策の推進

本県では、平成 29 年 7 月九州北部豪雨以来、毎年のように大雨による災害が発生しています。

高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に支援を必要とする人（以下「避難行動要支援者」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るためには、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所に避難するかを本人や家族などとともにあらかじめ決めておく必要があります。

また、災害時だけの活動ではなく、日常から声掛けを行うなど、避難行動要支援者と避難支援者の信頼関係を深めておくことも重要です。

県では、災害時の避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難のため、研修会や避難訓練を通じて、市町村における「個別避難計画」の作成を支援し、支援を希望するすべての避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう取り組みます。また、「個別避難計画」の作成に当たっては、防災部局と福祉部局の連携が重要となるため、この連携について市町村に働きかけを行います。さらに、自主防災組織など、避難行動要支援者の避難を支援する人に平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供できるよう、本人の同意を得るための取組の推進、個人情報保護審査会や条例改正などの手法の検討について、市町村に働きかけます。

②福祉避難所の開設・運営支援

高齢者や障がいのある人、乳幼児など一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が安心して避難生活を送るためには、避難所での生活において特別な配慮が受けられる福祉避難所（一般の避難所内の要配慮者スペースを含む）の確保が重要です。

また、福祉避難所の開設時には、必要な人員の配置と資器材の確保を行うなど、要配慮者に応じた適切な運営を行う必要があります。

県では、大規模な災害が発生し、被災した市町村の福祉避難所のみでは要配慮者の受入れが困難になる場合に備えるため、県内他市町村の福祉避難所への要配慮者の広域避難に関する基本的事項を定め、市町村における福祉避難所の受入体制の整備を支援しています。

さらに、「災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定」を活用し、市町村における福祉避難所の開設と適切な運営について支援するとともに、更なる福祉支援体制の充実に取り組みます。

③災害派遣福祉チーム（DWA T）の整備

大規模な災害の発生時には、地域の福祉サービス事業所の被災により平時から利用していた福祉サービスを受けられなくなることや、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われないことによる生活機能の低

下、要介護度の重度化などの二次被害の発生を防ぐ必要があります。

県では、福岡県社会福祉協議会及び社会福祉施設関係団体、福祉職能団体と締結した「福岡県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」により、避難所などにおいて福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を整備しています。

また、平時には、福岡県社会福祉協議会と連携してチーム員に対する研修などを実施し、体制の強化に努めます。

④多様な主体の協働による被災者支援

被災者の生活再建を早期に実現するためには、地域のボランティアやNPO、企業など多様な主体と連携した被災者支援が重要であるとともに、被災者一人ひとりに寄り添った自立・生活再建支援を進めていくことが必要です。

県では、災害ボランティアの活動拠点である災害ボランティアセンターが、災害時において、地域のボランティアやNPO、企業などの多様な主体と連携した、「地域協働型」の運営ができるよう、福岡県社会福祉協議会が実施する市町村社会福祉協議会等を対象とした研修・訓練等の取組や、災害時に災害ボランティアセンター運営に携わる応援職員を派遣する企業等を開拓する取組を支援します。

また、災害時のボランティア活動を円滑に行うため、県、県社会福祉協議会、災害中間支援組織との間で締結している「災害ボランティア活動の連携支援に関する協定」に基づき、平時から協力・連携体制の強化を図るとともに、災害時にはボランティア活動の重複や漏れの調整を目的とした情報共有会議を開催します。

さらに、アウトリーチによる状況把握や官民連携による継続的支援を特徴とする「災害ケースマネジメント」の取組を進めていくため、市町村向けの手引きを作成し、研修会を開催します。

2 地域福祉を支える人づくり

【現状と課題】

- 地域において支援を必要とする人々が増加している反面、地域福祉を支える担い手の固定化や高齢化、後継者不足が課題となっています。担い手の不足は、地域の支え合い機能の低下や集落機能の低下を招くおそれがあることから、地域福祉を支える担い手の確保・育成が重要となっています。
- 介護保険や福祉サービスを必要とする人は年々増加していますが、福祉人材の確保は難しい状況にあり、将来を見据えた福祉人材の確保・定着を図ることが喫緊の課題となっています。

【施策の方向】

(1) 地域で活躍する人材の確保

①福祉教育やボランティアリーダーなどの養成

こどもの頃から福祉について学ぶ機会を設け、地域社会における課題を身近な課題として捉える意識の醸成や、地域においてボランティア活動に参加しやすい環境をつくることは、地域福祉を推進していくうえで重要なことです。

県では、福岡県社会福祉協議会における小学生を対象とした福祉教育教材の配付・貸出やボランティア活動を担う人材を育成するための研修などを支援し、こどもの頃から社会性や思いやりの心を育むことができる取組やボランティア活動に参加しやすい体制づくりを進めます。

②民生委員・児童委員活動への支援、制度の広報・啓発

民生委員・児童委員は地域における最も身近な相談者・支援者であり、地域福祉を推進していくうえで必要不可欠な存在です。

また、民生委員・児童委員のなり手の確保や、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の実現のためには、地域住民の民生委員・児童委員に対する正しい理解促進が必要です。

県では、民生委員・児童委員が円滑に活動できるよう、「民生委員・児童委員研修」を行うとともに、福岡県民生委員児童委員協議会が行う「民生委員児童委員大学」などの各種研修を支援し、資質の向上を図ります。

さらに、ホームページや広報紙を利用して制度の広報・啓発を図るとともに、市町村に対しても、地域住民に対し積極的に制度の周知を行うよう働きかけます。

また、福祉委員や福祉協力員を配置していない市町村に対し、福祉委員や福祉協力員が民生委員・児童委員と一体となって活動している市町村の事例について情報提供を行うなど、民生委員・児童委員の負担を軽減する取組について働きかけます。

(2) 福祉に関わる人材の養成と資質の向上

①福祉に関わる人材の養成と資質の向上

福祉ニーズの増加に対応するためには、福祉に関わる人材を安定的に養成し、福祉の職場への就業を促進することが重要です。

また、近年、福祉ニーズは多様化、複雑化、高度化しており、それらのニーズに的確に対応できるよう、専門的知識を持った質の高い福祉人材を養成する必要があります。

県では、福祉に関わる人材の養成のため、福岡県福祉人材センターなどの関係機関と連携し、福祉の職場に従事しようとする人に対する相談支援や就労支援、職業訓練などの取組を進めます。

②社会福祉施設等職員の研修事業の実施

福祉サービスを必要とする人が、安心して福祉サービスを受けるためには、福祉の仕事に従事する人一人ひとりの資質を高めることが重要です。

県では、社会福祉協議会や社会福祉施設などの職員に対して、職種や業務経験、役職に応じた階層別の研修を計画的に実施します。

(3) 福祉の職場への就業・定着の促進

①福祉人材の就業・定着支援

福祉ニーズの増加が見込まれる中、福祉の職場は慢性的な人手不足に陥っており、福祉人材の確保は重要な課題です。

県では、福岡県福祉人材センター及び福岡県保育士・保育所支援センター（愛称：ほいく福岡）を設置し、就職希望者に対して、就職面談会、就労に関する相談、就職先の紹介・斡旋などを実施します。

また、福祉分野での就労を希望する人や潜在保育士に対する体験実習の機会を提供し、円滑な福祉人材の確保・定着に取り組めます。

さらに、在宅の介護分野で働く方を利用者等からの暴力・ハラスメントから守ることを目的に、「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」の開設をはじめ、従事者・管理者向けの研修の実施、安全確保のための機器購入費用や複数名訪問の費用の助成などの取組を実施します。

②福祉人材への修学資金貸与

福祉サービスなどに従事する介護福祉士や社会福祉士、保育士の養成・確保・職場への定着を図るため、県では、福岡県社会福祉協議会による介護福祉士等修学資金貸付事業や福祉系高校修学資金貸付事業、保育士修学資金貸付事業の実施を支援します。

また、離職した介護人材や潜在保育士の再就職や他業種等から介護・障がいの福祉分野への就職を支援するため、福岡県社会福祉協議会による離職した介護人材の再就職準備金貸付事業や保育士就職支援資金貸付事業、介護・障がい福祉分野就職支援金貸付事業の実施を支援します。

③福祉の仕事の理解促進

福祉の職場への人材確保を図るためには、福祉の仕事のやりがいや魅力、大切さを広く県民にアピールし、福祉の仕事への理解・関心を深めていくことが必要です。

県では、「福祉のしごと就職フェア」や「福祉の就活フェスタ」を開催し、福祉の仕事に実際に携わっている方を講師として、福祉の仕事の魅力ややりがいに関するセミナーを実施します。

また、介護に対する正しい理解と認識を深めてもらうとともに、介護の仕事の魅力や関心を高めるため、普段、介護に触れる機会が少ない方等に向けたイベント「ふくおか介護フェスタ」や小学生、中学生、高校生等を対象とした職場体験等を開催します。

さらに、保育士の魅力を発信するための高校生等に向けた動画の配信、フェアの開催や、保育実習の充実を図るための保育施設担当者向けの研修を実施するなど、福祉の仕事への理解・関心を高めるための取組を進めます。

④キャリアパス制度の普及・啓発

福祉人材は、地域共生社会の実現に不可欠な人材であり、その確保は重要な課題となっていますが、身体的・精神的負担が高いことや職場の人間関係への不満、給与が低く将来への見通しが立たないといった理由で、就職後数年以内に離職する率が他業種に比べ高くなっています。

福祉人材の職場への定着を促進するためには、給与水準や労働環境の改善と併せて、専門的な研修や資格取得による資質向上とともに、将来の展望を持って職場で働き続けることができるよう、経験年数に応じた処遇が適切になされることが重要であり、このようなキャリアパスの整備が必要です。

県では、福岡県社会福祉協議会に業務委託している福岡県福祉人材センターにおいて、社会福祉施設等の役職員に対する研修を実施し、社会福祉施設や事業所におけるキャリアパス制度の普及を進めます。

3 福祉サービスを確実に提供するための基盤づくり

【現状と課題】

- 認知症や障がいなどの理由により判断能力が十分でない人の増加が見込まれる中、このような人々が地域で安心して自立した生活を送るため、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進などにより、権利擁護を推進する必要があります。
- 誰もが適切な福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉サービスを提供する事業者などの健全な運営が求められています。
- 全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な状態で生活を送るためには、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見表明や社会参画の機会を確保するなど、こどもの視点を尊重した施策を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

(1) 福祉サービス利用における権利擁護の推進

①日常生活自立支援事業の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らすためには、その権利を擁護する仕組みが必要です。

このような人々が地域で安心して生活できるよう、福岡県社会福祉協議会では市町村社会福祉協議会とともに、福祉サービスの利用の援助、日常的な金銭管理、書類などの預かりといったサービスを行う、日常生活自立支援事業を実施しています。

県では、ホームページや広報紙、各種研修会などで事業周知を行い、日常生活自立支援事業の推進を図ります。

②成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護に関する契約などの法律行為を援助する仕組みとして、成年後見制度があります。

高齢化が進む中、成年後見制度のニーズは、今後増加していくものと見込まれます。ニーズの増加に対応するため、今後は、弁護士や社会福祉士、司法書士などの専門職による後見人だけでなく、市民を含めた後見人（市民後見人）も業務を担えるようにすることが望まれます。

県では、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、成年後見制度を県民に広く周知するとともに、市町村が行う市民後見人の養成、中核機関の整備・地域連携ネットワークづくり、市町村計画の策定などの取組を支援していきます。

③福祉サービス第三者評価事業の実施

福祉サービス第三者評価事業とは、社会福祉法人などの事業者が提供す

るサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することで、個々の事業者が事業運営に関する問題点を把握し、サービスの質の向上を図るとともに、利用者が評価結果に基づき、適切なサービスを選択できるようにするものです。

県では、国及び関係機関と連携し、事業者向け研修会、集団指導、関係機関による連絡会など、様々な機会を活用して、事業者が福祉サービス第三者評価を適正に受審するよう促します。

④こどもの意見表明の推進

令和5年（2023年）4月に施行された「こども基本法」に基づき、こども施策を総合的に推進するため、同年12月に国が策定した「こども大綱」では、こどもは生まれながらに権利の主体であると明記され、その権利の保障がうたわれています。

こどもの最善の利益を実現する観点から、年齢や発達に応じて、こどもが自己に直接関係することについて意見を表明できる機会を確保するとともに、その意見を尊重することが必要です。

県では、全てのこどもが自らに関係するこども施策に対して意見を表明しやすい環境の構築に努めるとともに、こども施策に反映させる仕組みづくりを進めます。

また、一時保護所や児童養護施設等に入所するこどもの処遇にこども自身の意見が反映されるよう、「こどもアドボカシー」の理念を踏まえ、その意見の形成・表明を支援するとともに、こどもの最善の利益を保障しつつ、こどもが表明した意見に適切に対応できる体制を整備します。

（2）苦情解決体制の整備

①事業者に対する助言・指導

地域住民が安心して福祉サービスを利用できるようにするため、福祉サービスを提供する事業者は、利用者などからの苦情に対して適切に対応し解決に努める必要があります。

また、平成28年（2016年）に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）」の施行により社会福祉法人制度改革が行われ、社会福祉法人では、より適正な運営が求められています。

県では、法人による福祉サービスが適正かつ安定的に提供されるよう、法人に対する助言や指導の充実を図ります。

②運営適正化委員会による苦情解決制度の推進

社会福祉法第83条に基づき、福岡県社会福祉協議会に設置されている「福岡県運営適正化委員会」では、福祉施設や事業所等が提供している福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決に向けて、相談、助言、調査又はあっせんを行っています。

県では、「福岡県運営適正化委員会」の運営を支援することで、福祉サービス利用者等からの苦情を解決し、適切なサービス利用に繋げていきます。

③国民健康保険団体連合会による苦情処理業務への支援

介護保険法第 176 条に基づき、福岡県国民健康保険団体連合会では、介護保険施設や事業所等が提供している介護サービスに関する利用者等からの苦情の解決に向けて、介護サービス事業者への調査、指導、助言等を行っています。

県では、福岡県国民健康保険団体連合会が行っている介護サービス苦情処理業務を支援することで、介護サービス利用者の権利擁護や介護サービスの質の向上を図ります。

4 行政の縦割りを超えた支援体制づくり

【現状と課題】

- 行政による福祉サービスは、これまで、高齢・介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮など、それぞれの分野において専門的な支援を実施してきましたが、昨今、個人や世帯が抱える課題やニーズは複雑化・複合化が進み、複数の分野に跨ったり、分野の狭間のものであるなど、既存の分野別の制度による支援が困難となる事例が顕在化しています。
- 複雑化・複合化した課題やニーズに対応するため、各支援関係機関の分野を超えた連携が重要となりますが、各分野の制度間の壁に阻まれ、一体的な支援が実施しにくいといった課題があります。
- このような中、平成29年（2017年）に社会福祉法が改正され、地域住民や支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備が、市町村の努力義務として規定されました。
- さらに、令和2年（2020年）の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備を具体化する一つの手法として、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が創設され、都道府県においては、市町村が重層事業の実施などによる包括的な支援体制の整備を適正かつ円滑に行えるよう、後方支援を行うことが責務とされました。

※重層事業の具体的な内容は、資料編の「2 重層的支援体制整備事業について」（49ページ〜）で記載します。

【施策の方向】

（1）包括的な支援体制の整備

①市町村による重層的支援体制整備事業の実施などへの支援

地域住民の複雑化・複合化した課題やニーズに対応するためには、各分野の支援機関が連携し、分野や世代を問わない相談の受け止めや課題の解きほぐし、アウトリーチを含む継続的な伴走などによる相談支援をはじめ、地域から孤立してしまっている住民に対する個々の課題に応じた社会参加への支援、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備などに取り組むことが必要となります。

市町村には、重層事業をはじめとする地域の実情に応じた施策の積極的な実施により、包括的な支援体制を整備することが求められています。

県では、説明会や研修、市町村への個別訪問などによる助言・指導を行い、また、分野横断的な庁内連絡会議を設置し県の関係部署間の情報共有を図りながら、重層事業の実施などによる市町村の包括的な支援体制の整備を支援していきます。

②保健・医療・福祉に関する相談、情報提供体制の整備

8050 問題や育児と介護のダブルケアなど、生活における問題は複雑化、複合化しており、様々な相談に対して適切に対応するため、相談体制・情報提供体制の充実が求められています。

県では、高齢者福祉、障がい者福祉、医療、こころの健康、子育て支援、青少年の健全育成、男女共同参画、困難な問題を抱える女性、妊娠前の健康管理（プレコンセプションケア）、人権など、様々な分野の相談窓口を設け、一般相談や専門相談などを通じて、保健、医療、福祉に関する問題の解決に努めています。また、各相談機関では、地域における関係機関との連携を強化し、地域住民に対する相談機能の充実に取り組んでいます。

さらに、ホームページや広報紙などを利用した情報提供のほか、各種情報センターを設置するなど、情報提供体制の充実に努めます。

（２）分野横断的、制度の狭間の課題への対応

①生活困窮者への自立支援

生活に困窮する人の多くは、失業や病気、社会的孤立、子育て不安など様々な課題を複合的に抱えており、その自立の促進を図るためには各々の事情に応じた包括的・継続的な支援が必要です。

県では、町村域に自立相談支援事務所及び子ども支援オフィスを設置し、相談者が抱える多様で複合的な課題にきめ細かに向き合い、それらの解決に必要な支援を関係機関と連携して行います。あわせて、県内各市に対し、相談員研修や生活困窮者自立支援制度の事業実施体制の整備に関する助言などを行うことで、広域自治体として生活困窮者への自立支援の充実に努めます。

また、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に対して、確実かつ速やかに生活保護を実施するとともに、要保護者が生活保護の利用をためらうことのないよう、生活保護制度の意義や必要性について、県民に分かりやすく、かつ、正確に届くよう、周知に努めます。

②虐待などへの共通的な対応

高齢者、障がいのある人、こどもなどに対する虐待は、介護や子育てをしている家族などの養護者の精神的・身体的な負担が原因となっていることも多く、養護者への支援も必要です。

また、施設などでの虐待は、職員への教育、職員の知識・経験に関する問題などが主な要因とされています。

さらに、配偶者や交際相手からの暴力（DV）も深刻な社会問題となっています。

虐待やDV（以下「虐待など」という。）は、重大な人権侵害行為です。

県では、市町村、関係機関と連携して、それぞれの役割を果たしながら地域のネットワークを強化し、虐待などの未然防止、虐待などが発生した

場合の迅速かつ適切な対応、再発防止に取り組めます。

また、施設などへの集団指導や運営指導、施設職員などへの研修を通じて、虐待防止に関する周知・啓発を行い、施設での研修、意識啓発を行うよう指導します。

③自殺対策の総合的な取組

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因があることが知られています。自殺はこうした様々な悩みが原因で心理的に追い込まれた末のものであり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であると言われています。

これを防ぐためには、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携して自殺対策に取り組み、県民一人ひとりが自殺を考えるほど追い詰められている人に気づき、支え合う社会をつくることが重要です。

県では、「ふくおか自殺予防ホットライン」による電話相談に加え、SNS相談窓口を設置し、県民の誰もが利用しやすい相談体制の整備を図るほか、救急医療機関や精神医療機関、市町村などの関係機関の連携を強化し、うつ病患者や自殺未遂者といった自殺ハイリスク者に対する支援体制を整備など、総合的な自殺対策を推進していきます。

④住宅確保要配慮者への支援

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子育て世帯など住宅確保に特に配慮が必要な者）は、今後更に増加すると考えられ、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることが重要です。

県では、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県及び市町村、公的賃貸住宅を管理する者、宅地建物取引業者、住宅確保要配慮者居住支援法人などで構成する連絡調整の場を設けるなど、関係者の連携を図ります。

また、住宅確保要配慮者の状況、地域の住宅事情などを踏まえ、公営住宅の適切な整備・改善に努めるとともに、入居募集時に住宅確保要配慮者が公営住宅に入居しやすくなる仕組みの運用に取り組めます。

さらに、県では「福岡県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた取組を進めていきます。

⑤就労に困難を抱える人への支援

生活困窮者、高齢者、障がいのある人、ひとり親世帯などのうち、就労に困難を抱える人の就労を実現するためには、求職者一人ひとりの置かれた状況、ニーズに合わせたきめ細かな就労支援を行うことが必要です。

また、求人企業とのミスマッチを防ぐため、地域の求人ニーズに合わせた知識・技術を高めることが重要です。

県では、年代別、対象別に就職支援センターを設置し、求職者の置かれ

た個々の状況、ニーズに合わせたきめ細かな就労支援を実施しています。各センターに出向くことが困難な方には、市町村役場や隣保館など身近な地域の拠点でも県の就労相談を受けられるよう取組を進めていきます。

また、県高等技術専門校及び障害者職業能力開発校において、地域の求人ニーズに合わせた職業訓練を効率的、効果的に実施し、求職者を支援します。

⑥共生型サービスの展開

「介護保険法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」などの改正により、平成30年（2018年）4月から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がいのある人が共に利用できる「共生型サービス」が設けられ、障がいのある人が65歳以上になっても、それまでの通り慣れた事業所でのサービスを継続して受けやすくなりました。

県では、共生型サービスの周知に努め、共生型サービスの指定を受けようとする事業所が円滑に指定を受けられるよう取り組んでいくとともに、県内各地域への共生型サービスの定着を目指します。

⑦再犯防止に向けた取組の推進

犯罪や非行をした人の中には、仕事や住居がない、高齢で身寄りがない、障がいを抱えているなど、地域社会で生活する上で困難な課題を抱えている人が少なくありません。

そのような人々が、社会で孤立せず、再び社会を構成する一員となるために、関係機関と連携した「息の長い」支援が必要です。

また、高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いことや、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっており、高齢者や障がいのある人が再び罪を犯さないためには、必要な福祉的支援に結び付けることも重要です。

県では、「第二次福岡県再犯防止推進計画」において定めた施策を、地域の状況等に応じて実施することで、再犯防止に向けた取組を進めていきます。

⑧ひきこもり対策の推進

ひきこもりは、義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交友などの社会的参加を回避し、家庭にとどまり続けている状態で、国が実施した実態調査の結果から推計すると、本県には約4.6万人のひきこもり者がいるとされています。

ひきこもりとなってしまう要因は様々であり、多様な関係機関が連携しながら、本人が抱える課題に応じた継続的な支援が必要です。

県では、ひきこもり地域支援センターを設置し、本人や家族からの相談対応や本人に対する社会参加に向けた支援のほか、支援機関に対する研修や他の支援機関とのネットワークづくりの実施、ひきこもりサポーターの養成などを実施するとともに、市町村における支援体制の構築のため、市町村プラットフォームの設置を支援します。

また、福岡県立大学に設置する「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりのこども、保護者や学校関係者などに対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。

これらの取組を通じて、ひきこもり対策の推進に努めます。

⑨ヤングケアラーへの支援

令和6年（2024年）6月に「子ども・若者育成支援法」が改正され、ヤングケアラーについて、「家族の介護その他の日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。

「青少年の意識・ニーズ調査」（令和5年（2023年）度）によると、「ヤングケアラー」の説明を掲げたうえで、自分がヤングケアラーに当てはまると回答したのは、小学生2.2%、中学生1.8%、高校生1.6%となっています。

ヤングケアラーは、ケアが日常化することで社会生活を円滑に営む上で困難を抱え、権利侵害が発生している状態にあります。その意思を尊重しながら、必要な支援を行っていく必要があります。

また、こども本人や家族に自覚がなく顕在化しづらい場合もあることから、福祉、介護、医療、教育、地域等の関係者が連携して早期の把握・支援につなげる必要があります。

県では、ヤングケアラーの把握のため、関係機関の連携を構築するとともに、市町村のこども家庭センターにおいて必要な支援につなげます。

また、ヤングケアラーがいる世帯への家事・育児支援に対する市町村の支援を促進します。

資料編

1 社会福祉法（抜粋）（令和6年（2024年）4月一部改正）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、

必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第2項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第1項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第115条の45第2項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第59条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な

支援を行うよう努めるものとする。

- 5 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（支援会議）

第106条の6 市町村は、支援関係機関、第106条の4第5項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第3項及び第4項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

（市町村の支弁）

第106条の7 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は、市町村の支弁とする。

（市町村に対する交付金の交付）

第106条の8 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

- 一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第106条の4第2項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の百分の二十に相当する額
- 二 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第106条の4第2項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、介護保険法第9条第一号に規定する第一号被保険者（以下この号において「第一号被保険者」という。）の年齢階級の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めると

ころにより算定した額

三 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第106条の4第2項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額に、介護保険法第125条第2項に規定する第二号被保険者負担率（第106条の10第二号において「第二号被保険者負担率」という。）に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（次条第二号において「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額

四 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第106条の4第2項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の四分の三に相当する額

五 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第一号及び前二号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の範囲内で交付する額

第106条の9 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。

一 前条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の十二・五に相当する額

二 特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額

三 第106条の7の規定により市町村が支弁する費用のうち、前条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額の一部に相当する額として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額

（市町村の一般会計への繰入れ）

第106条の10 市町村は、当該市町村について次に定めるところにより算定した額の合計額を、政令で定めるところにより、介護保険法第3条第2項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

一 第106条の8第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定により算定した額を控除した額

二 第106条の8第3号に規定する政令で定めるところにより算定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た率を乗じて得た額に相当する額

（重層的支援体制整備事業と介護保険法等との調整）

第106条の11 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における介護保険法第122条の2（第3項を除く。）並びに第123条第3項及び第4項の規定の適用については、同法第122条の2第1項中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）として行う同項第三号イに掲げる事業に要する費用を除く。次項及び第123条第3項において同じ。）」と、同条第4項中「費用」とあるのは「費用（重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第106条の4第2項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用を除く。））」とする。

2 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第92条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業に要する費用を除く。））」とする。

3 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における子ども・子育て支援法第65条の規定の適用については、同条第六号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第一号ハ及び第三号ニに掲げる事業に要する費用を除く。））」とする。

4 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合における生活困窮者自立支援法第12条、第14条及び第15条第1項の規定の適用については、同法第12条第一号中「費用」とあるのは「費用（社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）として行う同項第一号ニに掲げる事業の実施に要する費用を除く。））」と、同法第14条中「費用」とあるのは「費用（重層的支援体制整備事業として行う事業の実施に要する費用を除く。））」と、同法第15条第1項第一号中「額」とあるのは「額（重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第106条の4第2項第一号ニに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を除く。））」とする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

2 重層的支援体制整備事業について

(1) 事業創設の経緯

- 平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、地域共生社会の実現に向けた取組として、平成 29 年（2017 年）に社会福祉法（以下「法」という。）が改正され、地域福祉推進の理念が同法第 4 条に規定されました。

同時に、この理念の実現のため市町村において以下の 3 つの取組によって包括的な支援体制づくりに努める旨が法第 106 条の 3 に規定されました。

包括的な支援体制づくり

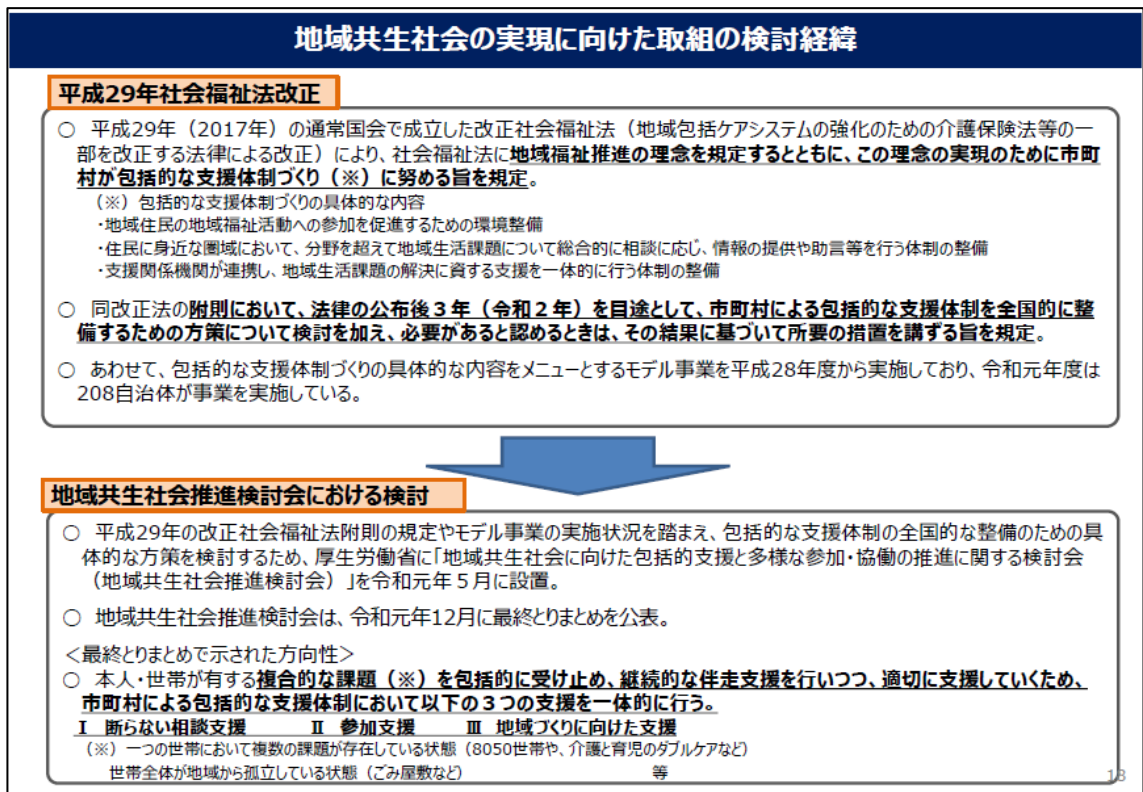
- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

- その後、国の検討会において、市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、次の 4 つの項目を中心とした提言がなされました。

- ① 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う新たな事業を創設すべき。
- ② 本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民を対象とすべき。
- ③ 新たな事業の実施に当たっては、既存の取組や機関等を活かしつつ、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- ④ 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

- そして、令和 2 年（2020 年）の法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備の具体的な手法の一つとして「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）が法第 106 条の 4 に規定されました。

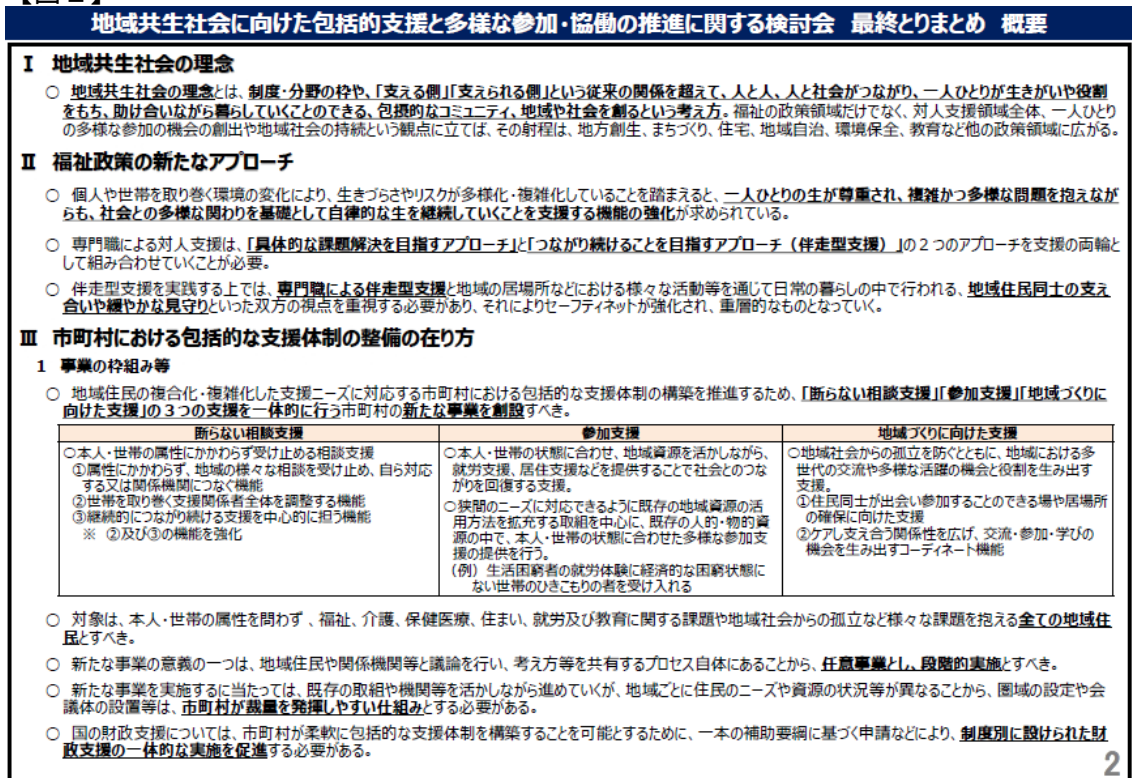
【図1】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」ブロック別研修資料

【図2】



出典：厚生労働省

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）
最終とりまとめ（概要）

(2) 重層事業の概要

① 事業の特徴

- 重層事業は、市町村において相談支援、地域づくりに向けた支援に係る既存の取組を活かしつつ、新たに参加支援を加え、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するものです。

相談支援

- ・本人、世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、多機関の協働による課題の解きほぐし、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を行う。

参加支援

- ・社会とのつながりを回復するため、本人のニーズ等を踏まえ様々な社会資源を活用した支援を行う。

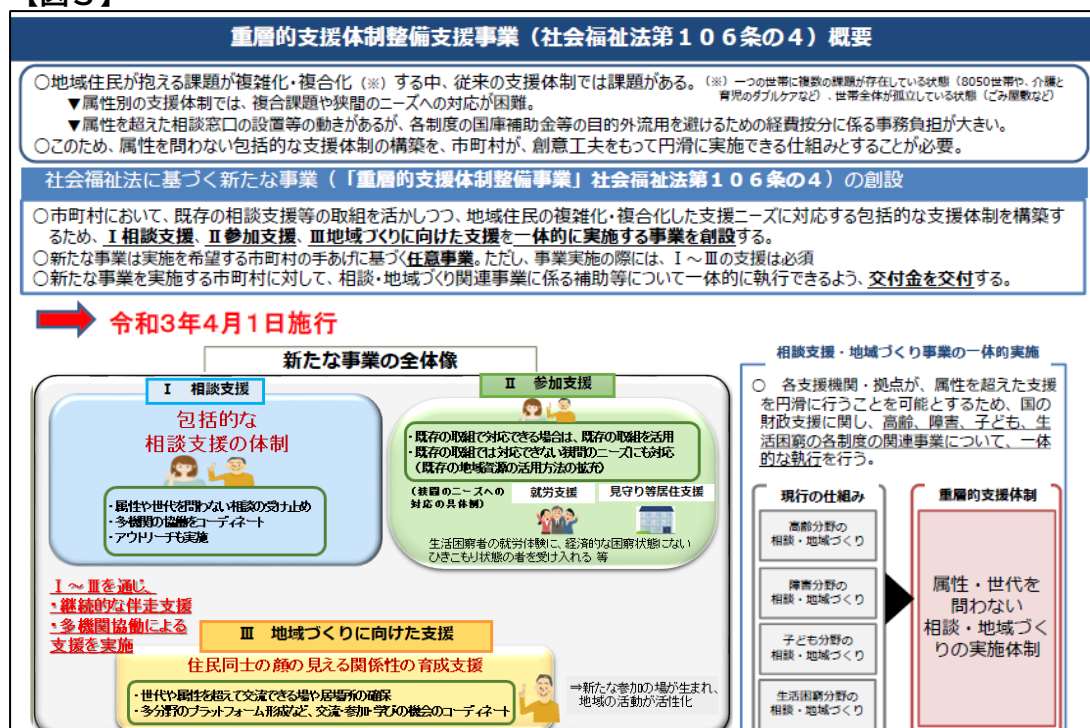
地域づくりに向けた支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を行う。

- 重層事業は、法第106条の3に規定された市町村による包括的な支援体制づくりのための手法の一つであるため、任意事業となっています。

- 相談支援、地域づくりに向けた支援に関連する既存の事業を一体的に実施できるよう、各分野の補助金を重層的支援体制整備事業交付金として一括交付します。

【図3】



出典：厚生労働省 九州厚生局

令和2年度地域共生社会の実現に向けた自治体等研修資料

② 事業の位置づけ

- 重層事業は、市町村による包括的な支援体制の整備の手法の一つとして創設されましたが、事業を社会福祉法上の位置づけという視点で整理すると【図4】のように整理することができます。

- 各条項の概要は以下のとおりとなります。

法第4条1項（令和2年（2020）年改正で規定）

地域福祉の推進は、地域住民同士が互いに尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現を目指すものとして、その理念などを明確化。

法第4条2項（平成12年（2000年）改正で規定）

地域住民を、社会福祉事業者及びボランティア等を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付け。

法第4条3項（平成29年（2017年）の改正で規定）

地域住民、社会福祉の事業者等は、本人だけでなく世帯全体に着目し、分野を限定せず地域生活課題を把握するとともに、関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化。

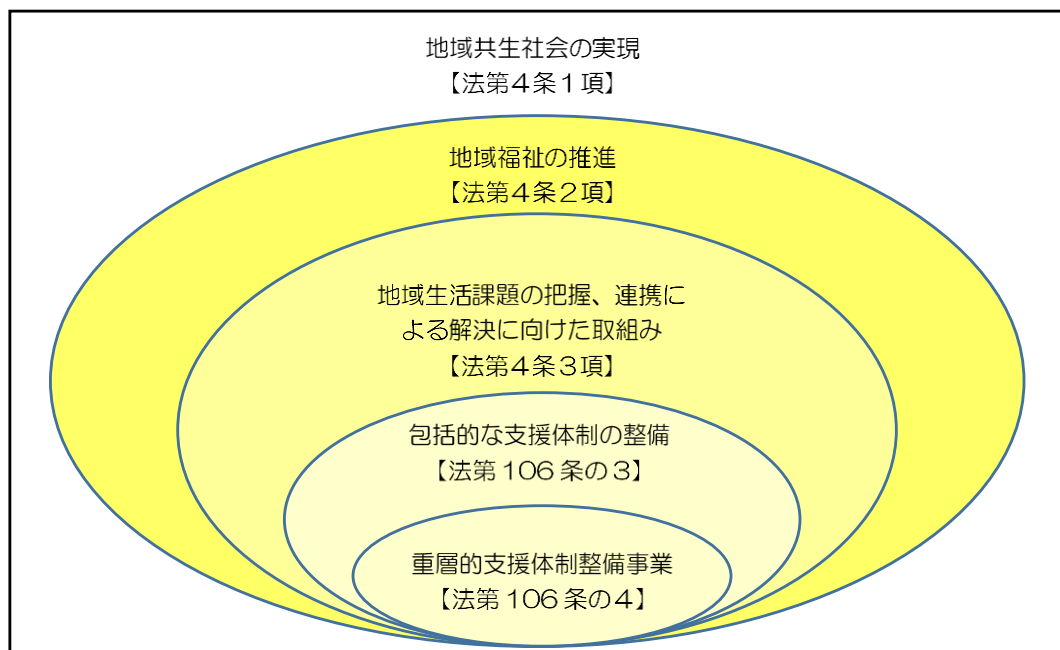
法第106条の3（平成29年（2017年）の改正で規定）

市町村による、包括的な支援体制の整備を努力義務として規定。

法第106条の4（令和2年（2020年）の改正で規定）

法第106条の3第1項に規定する市町村の努力義務の具体化の一手法としての重層事業の創設。

【図4】



③ 重層事業において取り組む内容

- 3つの支援の具体的な実施内容については、法第106条の4第2項に規定されています。
- また、相談支援及び地域づくりに向けた支援については、高齢、障がい、子ども、生活困窮分野（以下「4分野」という。）の既存事業を一体的に実施します。

【図5】

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）				
○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。				
①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。				
②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。				
		機能	既存制度の対象事業等	
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営	
	ロ		【障害】障害者相談支援事業	
	ハ		【子ども】利用者支援事業	
	ニ		【困窮】自立相談支援事業	
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業	
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業	
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業	
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がりが続ける機能	新	
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号		支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

28

出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材育成事業」ブロック別研修資料

- 法に規定された各事業は、図5の表のように整理することができます。
- 4分野の既存事業は、重層事業を実施する場合においても、各分野の根拠法に基づいて実施されます。

【図5】

3つの 取組み	取組みの内容	個別事業名 ()は社会福祉法における根 拠条項	分野	既存事業名 ()は根拠法
Ⅰ 相談支援	○4分野の既存の相談支援を一体的に行う。既存支援では対応できない困難課題(※)をもつ相談者は、多機関協働事業につなぎ、同事業者が中心となって当該案件に対する支援を検討・調整する。 ○困難課題(※)を抱えていることにより、自ら支援を求めることができない人や、支援に拒否的な人に対しては、アウトリーチ等支援事業者により継続的な支援を行う。	包括的相談支援事業(既存) (106条の4第2項1号)	高齢	地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、 地域包括支援センターの運営 (介護保険法115条の45第2項1-3号)
			障がい	地域生活支援事業補助金のうち、 相談支援事業(基幹相談支援センター等強化事業・住宅入居等支援事業) (障害者総合支援法第77条第1項3号)
			子育て	子ども・子育て支援交付金のうち、 利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)
			困窮	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金のうち、 自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項) 生活困窮者自立相談支援事業費等補助金の就労準備等支援事業のうち、 福祉事務所未設置町村による相談支援事業
		多機関協働事業(新規) (106条の4第2項2号)		—
		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(新規) (106条の4第2項3号)		—
Ⅱ 参加支援	○多機関協働事業からつながれた相談者について、社会参加に向けた支援が必要かつ、既存の支援制度では対応できない場合に、相談者に応じた支援メニューをコーディネートする。	参加支援事業(新規) (106条の4第2項4号)		—
Ⅲ 地域づくりに向けた支援	○4分野の既存の地域づくりに係る取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場を構築し、地域資源の開発や地域ネットワークの構築等を行う。	地域づくり事業(既存) (106条の4第2項5号)	高齢	地域支援事業交付金の一般介護予防事業のうち、 地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項2号) ※国負担の5/100は調整交付金相当分 地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、 生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項5号)
			障がい	地域生活支援事業補助金のうち、 地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号)
			子育て	子ども・子育て支援交付金のうち、 地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)
			困窮	生活困窮者自立相談支援事業費等補助金のその他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業のうち、 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

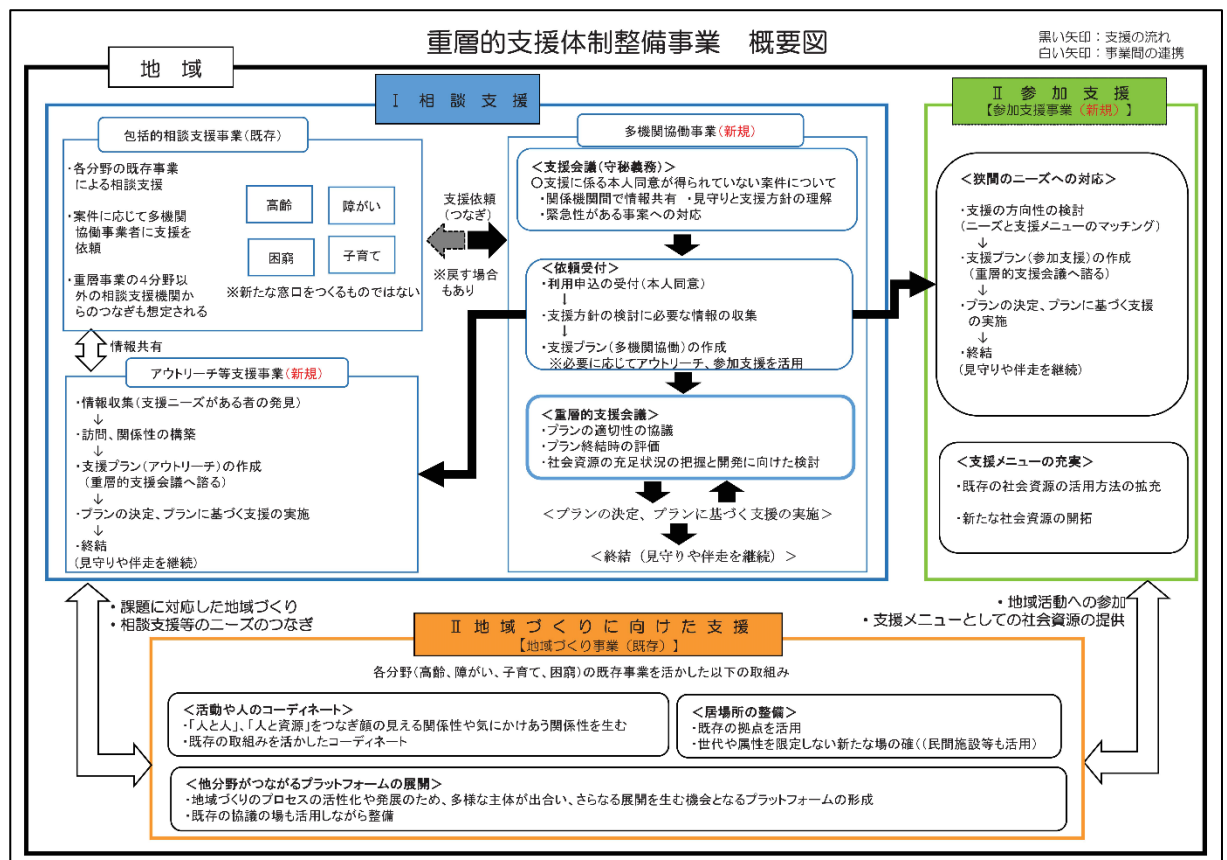
④ 重層事業における支援の流れと3つの支援の関係性

- 重層事業では、複雑化・複合化した課題に対し、多機関協働事業を中心に各支援機関の役割分担や支援内容を検討し、各支援機関が連携しながら、見守りや伴走による継続的な支援を実施します。
- 相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援が相互に作用することで、各取組の効果も高まり、包括的な支援体制の整備も可能となります。

支援の流れのイメージは以下のとおりです。

- ① 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- ② 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- ③ 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- ④ 必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。
- ⑤ 重層的支援会議を通じて、各支援機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、プランに基づく支援を実施する。

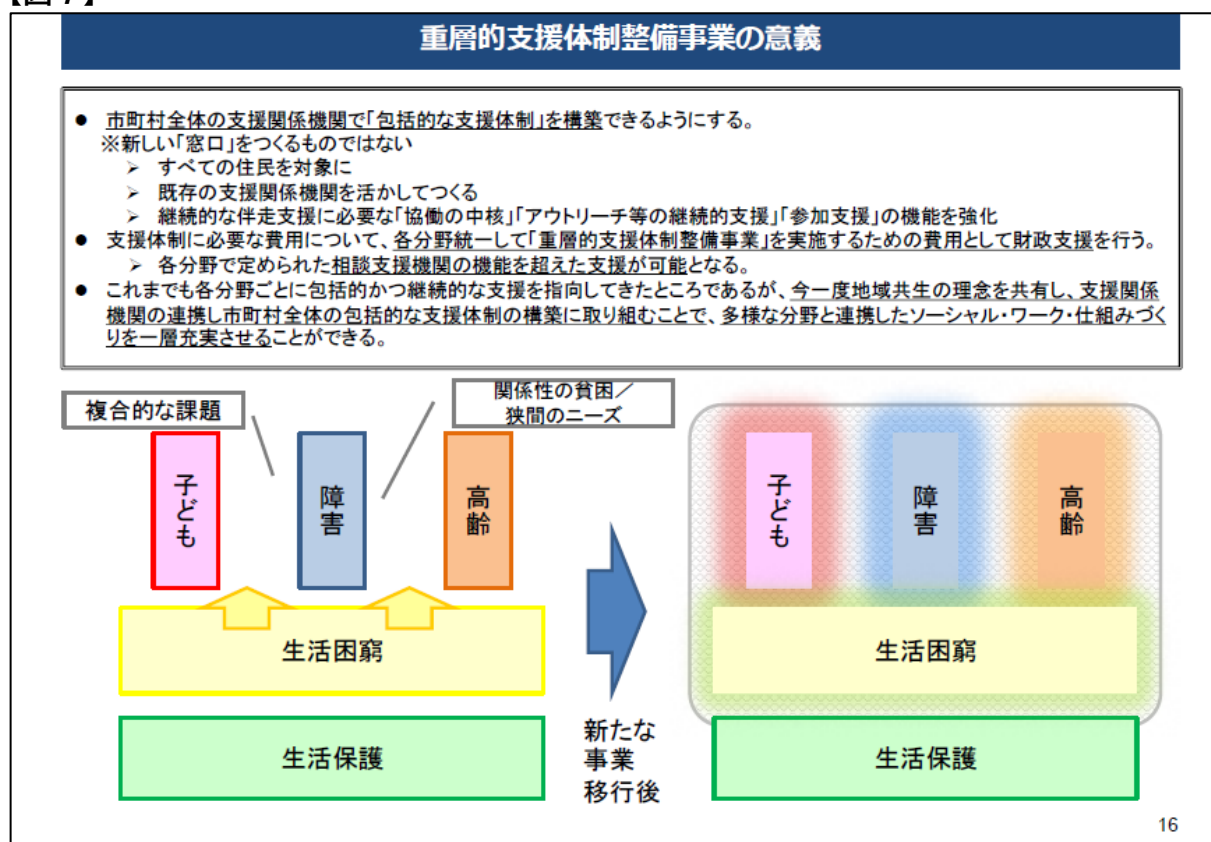
【図6】



(3) 重層事業の実施による意義・メリット

- 重層事業を実施する意義としては、事業の実施により法第 106 条の 3 に規定されている包括的な支援体制の整備を目指すところにあります。
- メリットとしては、分野を超えた包括的な支援に必要な「多機関による協働」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「参加支援」について、補助金を活用して機能を強化することができます。
- また、これまで別々の制度として実施されてきた 4 分野の支援に要する費用が重層事業を実施するための交付金として一括交付されることにより、例えば、複数の分野に対応できる相談窓口の設置など、各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となり、体制整備の幅が広がります。
- さらに、法定化され守秘義務が設けられた支援会議により、支援に当たって本人同意がとれていないケースについても、関係者間で情報共有を行い、深刻な課題の見過ごしや予防的な措置が可能となります。
- 包括的な支援体制が整備されることにより、行政や地域住民はもちろん、地域の支援関係者にとっても、支援対象者の抱える課題のすべてを一か所で抱え込む必要がなくなるなど、地域全体のメリットにつながります。

【図 7】



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

令和 3 年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 「地域共生社会」実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

3 第4章に記載する県施策の担当所属一覧

1 お互いの人権を尊重し、共に支え合う地域社会づくり	(1) 住民が主体となった地域課題解決への支援	①地域の社会資源を活用した拠点づくり	・ 高齢者地域包括ケア推進課 ・ 福祉総務課 ・ 子育て支援課 ・ こども福祉課 ・ 障がい福祉課 ・ 保護・援護課
		②見守り活動の推進	・ 高齢者地域包括ケア推進課 ・ 福祉総務課
		③日常生活上の支援体制充実への支援	・ 高齢者地域包括ケア推進課
		④認知症の人と家族への支援	・ 高齢者地域包括ケア推進課
		⑤地域で支える子育て支援	・ 子育て支援課
		⑥こども食堂への支援	・ こども未来課
		⑦寄附や共同募金等の取組の推進	・ 税務課 ・ 社会活動推進課（コラボステーション福岡） ・ 福祉総務課
		⑧社会福祉協議会との協働	・ 福祉総務課
	(2) 福祉のまちづくりの推進	①福祉のまちづくりの普及・啓発	・ 社会活動推進課 ・ 障がい福祉課 ・ 建築指導課 ・ 公園街路課
		②誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進	・ 交通政策課
		③バリアフリーマップによる情報提供	・ 障がい福祉課
		④障がいを理由とする差別の解消	・ 障がい福祉課
	(3) 地域福祉活動の更なる活性化への支援	①地域住民参画への支援	・ 福祉総務課
		②企業、NPO等との協働の推進	・ 社会活動推進課（コラボステーション福岡）

		③ボランティア活動への支援	・社会活動推進課 (コラボステーション福岡) ・福祉総務課
		④地域コミュニティ活性化の支援	・政策支援課
		⑤農福連携の促進	・障がい福祉課 ・経営技術支援課
	(4) 人権意識の普及・啓発	①県民全体への人権意識の普及・啓発	・調整課
		②福祉を担う人材への人権研修	・福祉総務課
	(5) 災害時の福祉支援の充実	①避難行動要支援者対策の推進	・消防防災指導課 ・福祉総務課
		②福祉避難所の開設・運営支援	・福祉総務課
		③災害派遣福祉チーム(DWAT)の整備	・福祉総務課
		④多様な主体の協働による被災者支援	・社会活動推進課 (コラボステーション福岡) ・福祉総務課
2 地域福祉を支える人づくり	(1) 地域で活躍する人材の確保	①福祉教育やボランティアリーダーなどの養成	・福祉総務課
		②民生委員・児童委員活動への支援、制度の広報・啓発	・福祉総務課
	(2) 福祉に関わる人材の養成と資質の向上	①福祉に関わる人材の養成と資質の向上	・高齢者地域包括ケア推進課 ・福祉総務課 ・障がい福祉課 ・職業能力開発課
		②社会福祉施設等職員の研修事業の実施	・高齢者地域包括ケア推進課 ・福祉総務課
	(3) 福祉の職場への就業・定着の促進	①福祉人材の就業・定着支援	・高齢者地域包括ケア推進課 ・福祉総務課 ・子育て支援課

		②福祉人材への修学資金貸与	・ 高齢者地域包括ケア推進課 ・ 子育て支援課
		③福祉の仕事の理解促進	・ 高齢者地域包括ケア推進課 ・ 介護保険課 ・ 福祉総務課 ・ 子育て支援課
		④キャリアパス制度の普及・啓発	・ 福祉総務課
3 福祉サービスを確実に提供するための基盤づくり	(1) 福祉サービス利用における権利擁護の推進	①日常生活自立支援事業の推進	・ 保護・援護課
		②成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成	・ 高齢者地域包括ケア推進課 ・ 障がい福祉課
		③福祉サービス第三者評価事業の実施	・ 福祉総務課
		④こどもの意見表明の推進	・ こども未来課 ・ こども福祉課
	(2) 苦情解決体制の整備	①事業者に対する助言・指導	・ 介護保険課 ・ 福祉総務課 ・ 子育て支援課 ・ こども福祉課 ・ 障がい福祉課
		②運営適正化委員会による苦情解決制度の推進	・ 介護保険課 ・ 福祉総務課
		③国民健康保険団体連合会による苦情処理業務への支援	・ 介護保険課
4 行政の縦割りを越えた支援体制づくり	(1) 包括的な支援体制の整備	①市町村による重層的支援体制整備事業の実施などへの支援	・ 福祉総務課
		②保健・医療・福祉に関する相談、情報提供体制の整備	・ 男女共同参画推進課 ・ 青少年育成課 ・ 健康増進課 ・ がん感染症疾病対策課

			・高齢者地域包括ケア推進課 ・介護保険課 ・福祉総務課 ・こども未来課 ・子育て支援課 ・こども福祉課 ・障がい福祉課 ・保護・援護課
	(2) 分野横断的、制度の狭間の課題への対応	①生活困窮者への自立支援	・こども未来課 ・保護・援護課
		②虐待などへの共通的な対応	・男女共同参画推進課 ・高齢者地域包括ケア推進課 ・介護保険課 ・こども福祉課 ・障がい福祉課
		③自殺対策の総合的な取組	・健康増進課
		④住宅確保要配慮者への支援	・住宅計画課 ・県営住宅課
		⑤就労に困難を抱える人への支援	・就業支援課 ・職業能力開発課
		⑥共生型サービスの展開	・介護保険課 ・障がい福祉課
		⑦再犯防止に向けた取組の推進	・福祉総務課
		⑧ひきこもり対策の推進	・青少年政策課 ・健康増進課
		⑨ヤングケアラーへの支援	・こども未来課

用語解説

ア行

・運営適正化委員会

福祉サービスの利用に関する苦情などに関して、当事者同士の話し合いでは解決できない場合や事業所などに伝えにくい相談について、中立・公正な立場で相談や助言、調査などを行い、苦情の解決に向けて支援する機関。福岡県では、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会に設置されている。

・NPO

Non-Profit Organizationの略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。

カ行

・介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等を含む）を行ない、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行なうことを業とする者で、国家試験に合格又は養成施設を修了した者が所定の登録を受け、資格を取得した者。

・介護福祉士等修学資金貸付事業

介護福祉士養成施設の入学者に対して、月々の修学資金をはじめ、入学時、就職時の準備金などの資金の貸付を行う事業。県内の社会福祉施設などに一定期間勤務した場合には、返還が免除される。

・キャリアパス

どのような事をどれぐらいの期間担当し、どの程度の習熟レベルに達すれば、どのようなポストに就けるのかなど、キャリアアップのための道筋や基準・条件を明確化した人材育成制度。

・共同募金

民間社会福祉事業を推進するための財源を国民一人ひとりの自発的な助け合いの精神で集めようとする全国民的募金運動。赤い羽根をシンボルとすることから「赤い羽根共同募金」とも呼ばれる。各都道府県共同募金会が実施主体となる民間の募金活動。

・苦情解決制度

社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任

を負うものとして、社会福祉法に規定されている制度。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」及び「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合は、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

- ・ **権利擁護**

自己の権利や支援のニーズを表明することが困難な人の代理としてその権利やニーズの保護を行うこと。

- ・ **合理的配慮**

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

- ・ **子育て支援員**

自治体などが実施する子育て支援員研修を修了して「子育て支援員研修修了証書」の交付を受け、子育て支援の分野で働く際に必要な知識や技能を身に付けていると認められている人のこと。

- ・ **こどもアドボカシー**

こどもの権利が尊重され、こども自身の人生に関する意思決定においてその意見や希望が十分に考慮・反映されるようこどもをエンパワーすること。

- ・ **個別避難計画**

避難行動要支援者に対し、実効性のある避難支援を行うため、避難支援者や避難経路、避難先などについて記載した避難行動要支援者一人ひとりの計画。

令和3年度の災害対策基本法の一部改正により、市町村における個別避難計画の作成が努力義務化された。

サ行

- ・ **災害ケースマネジメント**

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組。

- ・ **災害派遣福祉チーム（DWA T）**

社会福祉施設の職員や福祉職能団体の会員といった、福祉関係の専門職（介護

福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士など）により構成され、避難所などにおける福祉ニーズの把握や要配慮者に対する相談対応や介護等の生活支援を行う。

※Disaster Welfare Assistance Teamの略。

- ・ **市町村地域福祉計画**

住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制などについて、多様な関係機関などと協議の上目標を設定し、計画的に整備していくことをまとめた計画。

- ・ **児童相談所**

18歳未満のこどもの福祉に関する相談・通告を受け、こどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、こども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う。また必要に応じて、こどもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。

- ・ **社会福祉士**

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に携わる人。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。

- ・ **社会福祉法**

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

- ・ **社会福祉法人**

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられている。

- ・ **生活困窮者**

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

- ・生活福祉資金

低所得者、高齢者、障がいのある人に対して、無利子又は低金利による資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を確保することを目的としている。

- ・生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

- ・成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人などの援助者が財産管理などを行うことにより本人を法律的に支援する制度。

タ行

- ・地域共生社会

「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、共に支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

- ・小さな拠点

中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む地域）において、安心して暮らしていく上で必要なサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組をいう。

ナ行

- ・日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理などを行う事業。

ハ行

- ・8050問題

80代の親が50代の子の生活を支えている世帯が、社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなってしまう問題のことで、子のひきこもりの長期・高齢化が背景として存在する。

- ・ **バリアフリー**

高齢者、障がいのある人などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、様々な障壁を除去する考え方。

- ・ **避難行動要支援者**

高齢者、障がいのある人、乳幼児など、特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。平成25年（2013年）の災害対策基本法の一部改正により、市町村における避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

- ・ **ふくおか子育てマイスター**

豊富な経験を持つ高齢者が、地域の子育てを応援する福岡県独自の制度。60歳以上で子育て支援活動に関心があり、認定研修を修了した人を「ふくおか子育てマイスター」として認定・登録している。

- ・ **ふくおかバリアフリーマップ**

障がいのある人や高齢者、妊産婦、子育て中の方などが、食事やレジャー、通院など外出の目的や場所にに応じて、施設のバリアフリー情報を検索することのできるウェブサイト。

- ・ **ふくおか・まごころ駐車場制度**

障がいのある人や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方に利用証を交付し、安全かつ安心して公共施設や商業施設などを利用できるように支援する制度。

- ・ **福祉教育**

福祉をテーマに自尊感情や命を大切にすることを学び、「共に生きる力」を育むとともに、体験的な学習を通じて自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のこと。また、地域の人たちとの出会いを通じて、地域の一員としての意識を育んでいくことも目的としている。

- ・ **福祉協力員**

町内会、自治会の中で地域福祉活動に協力する人。市町村の社会福祉協議会が任命する場合が多い。福祉委員、福祉支援員と呼ぶ市町村もある。

- ・ **福祉サービス第三者評価**

社会福祉法人などの提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中

立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。

- ・ **福祉人材センター**

福祉人材センターは、社会福祉法第93条の規定に基づき、社会福祉従事者の確保を目的として都道府県ごとに1か所設置されており、福岡県においては、福岡県社会福祉協議会に設置されている。

福祉人材センターでは、無料職業紹介事業を行うほか、社会福祉事業従事者に対する研修、人材確保相談、社会福祉事業に関する啓発活動などを実施。

- ・ **福祉避難所**

高齢者、障がいのある人、乳幼児など、特に配慮を要する人（要配慮者）のための避難所のことであり、介助や相談などの支援、手すりや仮設スロープの設置など、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された避難所。

- ・ **福祉用具**

電動ベッド、車いす、歩行器、杖、スロープなど、高齢者や障がいのある人の日常生活上の困難を解消、軽減するための用具のこと。

- ・ **保育士**

乳児から小学校就学前までの幼児（0歳～6歳）を保育するために必要な保育士資格を持った人のこと。

- ・ **保育士就職支援資金貸付**

保育士の離職防止や潜在保育士（保育士資格を有するが、保育士として勤務していない人）の再就職支援を目的に資金を貸し付けるもの。就職後、一定の要件を満たせば、償還が免除される。

- ・ **ボランティアセンター**

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・研修会の開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行う組織。また、市町村社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティアを必要とする人とボランティア活動を希望する人の相互調整を実施。

マ行

- ・ **見守りネットふくおか**

各家庭を訪問する機会の多い事業者（電気、ガス、郵便、コンビニ事業者など）が、ひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合に市町村へ通報する活動。

- ・ **民生委員・児童委員**

「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の

生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。また、民生委員は「児童委員」も兼ね、地域の子どもたちを見守るとともに、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じ支援を行う。

ヤ行

・ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（子ども・若者育成支援推進法）

・ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、国籍等の違いにかかわらず、すべての人が利用しやすいまちづくり、仕組みづくりなどを行おうとする考え方。

・要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第 25 条の 2 に規定され、要保護児童等への適切な支援を図るために必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行う会議体のことで、各市町村に設置されている。

ラ行

・ライフレスキュー事業

県内の社会福祉法人が各地区でネットワークを構築し、生計困難等の生活課題や地域の様々な課題に対し、「できる時」に「できる所」が「できる範囲」でそれぞれの専門性を活かし連携して支援を行う社会貢献の取組のこと。

社会福祉法上の第 2 種社会福祉事業に位置付けられ、福岡県社会福祉協議会が事務局を担っている。

・離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護福祉士の資格を持つなど一定の要件を満たす人で、福岡県内で介護職員として再就職される方に対し、就職のための準備金の貸付を行う事業。再就職後に一定の条件を満たした場合は、返還が免除される。

福岡県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏 名	職名又は所属団体名
赤 井 田 八 千 代	(公社) 福岡県手をつなぐ育成会理事
江 口 賀 子	(公社) 福岡県介護福祉士会会長
近 藤 幸 恵	ふくおか“きずな”フェスティバル実行委員会 副委員長
佐 保 眞 寿 美	(公社) 福岡県保育協会副会長
高 田 裕 矢	(公社) 福岡県社会福祉士会会長
○ 徳 永 秀 昭	(社福) 福岡県社会福祉協議会常務理事
◎ 本 郷 秀 和	福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科教授
松 崎 佳 子	広島国際大学心理科学研究科実践臨床心理学専攻 客員教授

(◎委員長、○副委員長)



福岡県

福岡県地域福祉支援計画

発行日／令和7年3月

編集／福岡県福祉労働部福祉総務課

福岡県 福祉労働部 福祉総務課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3243 FAX 092-643-3245
E-mail : fukusomu@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料

分類記号 HA	所属コード 4600100
登録年度 6	登録番号 0004